

X. その他の計画

X-1 関係法令の整理

(1) 桜井市開発指導要綱

- 本計画は、桜井市が行う事業であり、桜井市開発指導要綱第3条第2項第1号に該当するため適用されない。
ただし、担当課の指導により、同要綱を遵守し計画を行う。また、事前に協議を行い協議結果を都市計画課に報告することとする。

表 桜井市開発指導要綱

要綱項目	内容及び指導基準	適用・確認
事前協議	第4条 本市において開発事業を行おうとする者は、事前に桜井市開発指導要綱に基づく事前協議申請書(第1号様式)、土地利用計画内容書(第2号様式)等の関係書類を添えて、市長その他の機関と別表に定める事項について協議を行わなければならない。	・桜井市が行う事業であるため該当しないが関係各課と事前に協議を行う。
公共施設等の整備	第5条 事業者は、開発事業により公共施設及び公益施設(以下「公共施設等」という。)を、奈良県開発許可制度に関する審査基準集及び桜井市開発技術基準に基づき、市長の指示に従い自己の負担で施行しなければならない。	・遵守する。
道路の整備	技術基準第3条 県審査基準に基づき整備すること。等	・該当しない。
公園・緑地・広場の整備	技術基準第4条 県審査基準に基づくとともに担当課の指示により整備すること。配置については公園等はがけ、鉄道線路、交通量の著しい道路の付近、及び高圧線の下の土地に整備しないこと。等	・遵守する。
	県基準第7章第3節 開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為にあつては…開発区域の面積の3%以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。等	・開発行為でないため該当しない。
排水設備	技術基準第5条 事業者は、開発区域及びその周辺に溢水等による被害が生じないように計画し、県審査基準及び市技術基準に基づき、施工しなければならない。等	・遵守する。
	調整池その他の雨水流出抑制施設の設置、構造及び維持管理については…担当課の指導に基づくこと。等 雨水流出抑制施設については、市長の定める区域では0.1ha以上0.3ha未満の開発面積の場合、300m ³ /haの容量を確保すること。	・市長の定める区域に該当しない。
消防水利	技術基準第6条 消防水利については、奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程に適合すること。	・遵守する。 ・防火水槽40tを設置する。
ごみ集積施設	技術基準第7条 事業者は、開発区域内にごみ集積場を設置しなければならない。ただし、担当課が上の規定によりがたいと認めるときは、この限りではない。等	・遵守する。
公共施設等の整備	第5条 2 前項に定める公共施設等については、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に適合したものでなければならない。 3 事業者は、開発事業により既設の公共施設等を破損したときは、市長と協議の上、自己の負担において当該破損箇所を原形に復旧しなければならない。	・遵守する。

交通安全対策等	第8条 事業者は、工事中及び開発事業完了後における開発事業の区域及び周辺の交通安全等に関し、あらかじめ市長及び関係自治会並びに警察署と協議を行い、交通安全のための対策(交通安全対策施設の設置等)を自己の負担において講じなければならない。	・遵守する。
	技術基準第8条 歩行者等の保護及び歩行者の横断抑制の為に防護柵を設ける等、安全対策を行うこと。 開発事業により道路を設ける場合は、見通しの悪い地点には、状況に応じてカーブミラーを設置すること。等	・遵守する。
防犯カメラの設置	第9条 事業者は、駐車場を併設するコンビニエンスストアその他の不特定多数の者が利用する施設を建築しようとする場合は、市長と協議の上、自己の負担において、駐車場等に向けられた防犯カメラの設置に努めなければならない。等	・遵守する。
環境対策	第10条 事業者は、開発事業により公害を発生させ、又は発生させるおそれがある場合は、市長の指示により、自己の負担において必要な措置を講じなければならない。	・遵守する。
文化財の保護	第11条 事業者は、埋蔵文化財の保護について、市長の指示に従い、自己の負担において必要な措置を講じなければならない。 2 指定文化財付近における開発事業については、事業者は、環境保全及び周辺の景観を損なわないように配慮しなければならない。	・遵守する。
周辺住民及び利害関係者への周知	第12条 事業者は、開発事業に関する周辺住民及び利害関係者に対し、計画内容をはじめ、工事施行内容、安全対策、環境対策等に関する事項について、説明会等の方法により十分理解と協力を得られるよう積極的に説明を行い、特に必要な事項については、覚書を締結する等合意の形成を図るよう努めなければならない。	・遵守する。
紛争の解決	第13条 事業者は、開発事業の施行に伴って生じる苦情及び紛争について、誠意をもって解決に努めなければならない。	・遵守する。
被害の補償	第14条 事業者は、開発事業に関連して、周辺住民及び利害関係者に一切の被害を生じさせてはならない。等	・遵守する。
公開標識の設置	第15条 事業者は、開発区域内において、周辺から見やすい場所に事業計画の標識(第3号様式)を設置し、周辺住民に公開しなければならない。 2 標識の設置期間は、第4条の規定による協議が完了した日から、第6条の規定による工事完了の検査が完了した日までとする。	・遵守する。

※「技術基準」は桜井市開発技術基準を示す。

※「県基準」は奈良県開発許可制度に関する審査基準集を示す。

(2) 建築基準法(単体規定)

表 建築基準法チェックリスト1

項目	適用条項	審査項目	対応状況
特殊建築物	法2条 令115条の3	特殊建築物 学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。)、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう	・該当しない。
居室	法2条	居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的で継続的に使用する室	・倉庫、トイレ、設備室等、廊下、階段、昇降機を除く室に該当。
屋根	法22条	特定行政庁指定区域における建築物屋根の防火	・指定区域外
外壁	法23条	法22条区域内にある木造建築物等の外壁の防火	・指定区域外
防火壁	法26条	延べ面積1000㎡超の建築物は床面積1000㎡以内ごとに防火壁で区画	・耐火建築物のため該当しない。
居室の採光	法28条1項	居室(居住のための居室、学校の教室等)には採光のための窓その他開口部を設けなければならない	・該当しない。
居室の換気	法28条2項	居室には換気のための窓その他開口部を設けなければならない	・遵守する。
避雷設備	法33条	高さ20m超の建築物に設置	・遵守する。
昇降機	法34条	安全な構造でかつ昇降路の周壁及び開口部は防火上支障がない構造	・遵守する。
特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準	法35条	特殊建築物、階数が3以上である建築物、延床面積が1000㎡を超える建築物等においては避難施設、消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び進入口並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は政令に定める技術基準に従って防火上支障がないようにしなければならない	・遵守する。
廊下の幅	令119条	居室床面積合計が200㎡を超える階の両側居室がある廊下は1.6m以上、その他の廊下は1.2m以上	・遵守する。
直通階段の設置	令120条	避難階以外の階には直通階段を居室の各部分からの歩行距離が所定数値以下となるように設けなければならない	・無窓居室は40m以内、その他の居室は50m以内とする(仕上げを準不燃とした場合は+10m)
2以上の直通階段を設ける場合	令121条	5階以下の階で居室床面積合計が避難階直上階で400㎡超、その他の階で200㎡超となるもの各避難階段に至る重複区間の長さは令120条歩行距離の1/2を超えてはならない	・遵守する。
避難階段の設置	令122条	5階以上の階又は地下2階以下の階に通じる階段	・該当しない。
屋外への出口	令125条	避難階における屋外への出口に至る歩行距離は階段からは令120条に規定する数値以下、居室各部分からは令120条に規定する数値の2倍以下	・遵守する。

項目	適用条項	審査項目	対応状況
屋上広場等	令126条1項	屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニー等の周囲には安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない	・遵守する。
排煙設備	令126条の2	階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物には排煙設備を設けなければならない ただし階段、昇降機の昇降路その他これに類する建築物の部分は除く	・遵守する。 ・自然排煙にて計画する。
非常用の照明装置	令126条の4	階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物の居室及び地上に通じる廊下、階段その他の通路並びにこれらに類する建築物の部分	・遵守する。
非常用の照明装置の構造	令126条の5	停電時自動点灯し床面照度1ルクス以上の照度を確保	・遵守する。
非常用の進入口	令126条の6	高さ31m以下の部分にある3階以上の階の道等に面する外壁面に40m以内ごとに設置 若しくは代替進入口を10m以内ごとに設置	・遵守する。 ・代替進入口を設置する。
敷地内の通路	令128条	令125条第1項の出入り口から道、または公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5m以上の通路を設けなければならない	・遵守する。
特殊建築物等の内装	法35条の2 令128条の4 令129条	階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物は居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とし、主たる廊下、階段は準不燃材料としなければならない	・遵守する。 ・居室:難燃 ・通路等:準不燃
無窓の居室等の主要構造部	法35条の3 令111条	窓その他の開口部を有しない居室は、その居室を区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない	・遵守する。
規定を実施し又は補足するため必要な技術的基準	法36条	居室採光、天井及び床高さ、床防湿方法、階段、便所、防火壁、防火区画、消火設備、避雷設備、給排水等配管設備、浄化槽、煙突、昇降機の設置及び構造に関して補足するための安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準	・遵守する。
採光有効面積の算定方法	令20条	法28条1項の居室採光に有効な部分の面積	・該当しない。
居室の天井の高さ	令21条	居室の天井高さは2.1m以上(室内の平均高さ)	・遵守する。
居室の床の高さ及び防湿方法	令22条	最下階の居室の床が木造である場合の床高さ及び防湿方法	・該当しない。
階段及び踊場の幅他	令23条	直上階居室床面積合計が200㎡超の地上階に設ける階段及び踊場の幅、蹴上、踏面の寸法基準	・遵守する。 蹴上:20cm以下 踏面:24cm以上 幅:120cm以上
踊場の位置及び踏幅	令24条	高さが4mを超えるものにあつては高さ4m以内ごとに踊り場を設ける	・遵守する。

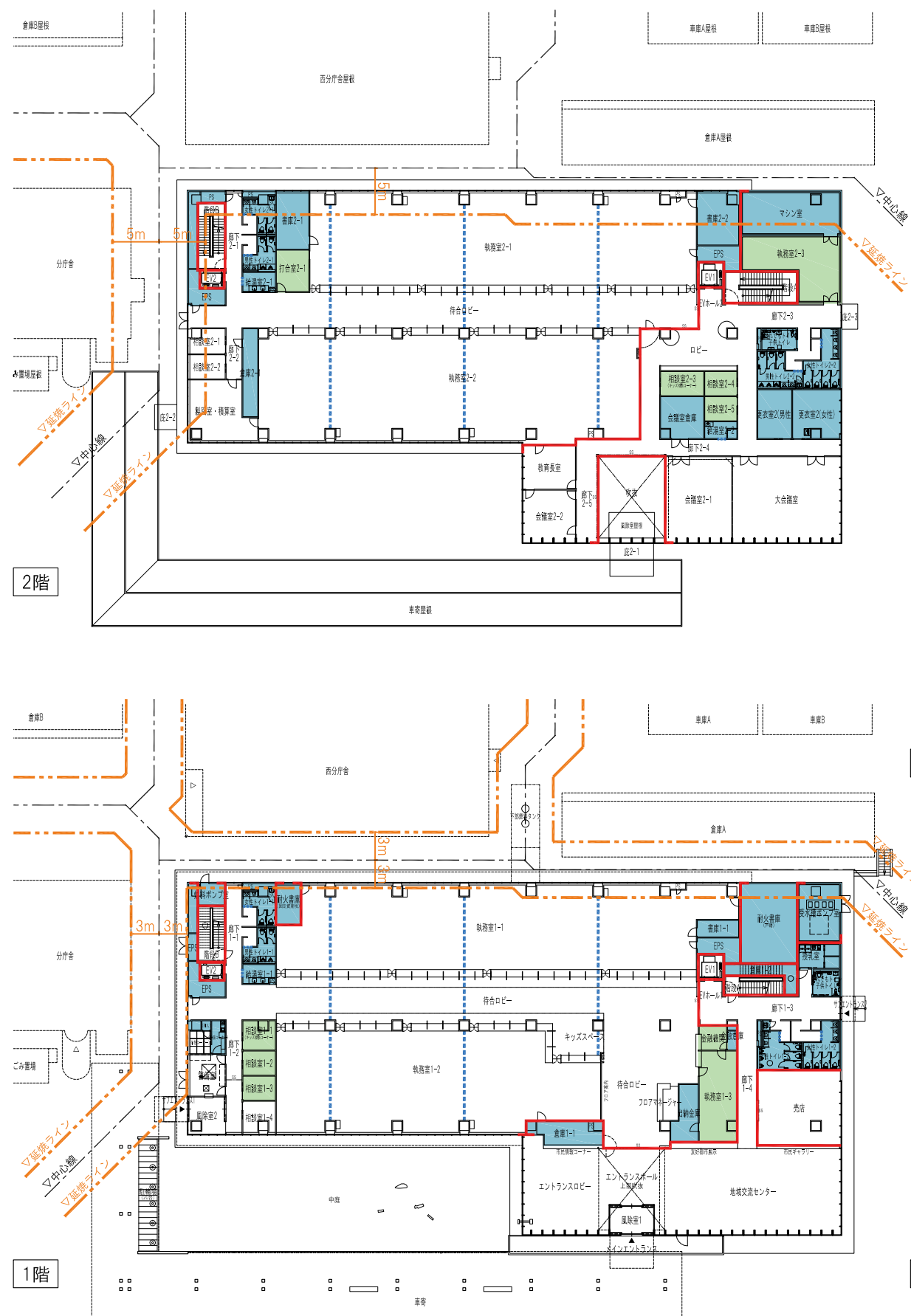
(3) 建築基準法(集団規定)

表 建築基準法チェックリスト2

項目	適用条項	審査項目	対応状況
敷地	令1条	一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の敷地	・新庁舎、分庁舎、西分庁舎、車庫・倉庫等は用途上不可分の関係となり敷地とする。
道路の定義	法42条1項	道路法による道路	・東側、北側共に1号道路。
敷地と道路との関係	法43条	敷地は道路に2m以上接しなければならない	・該当する。
容積率	法52条	指定容積率300%	・遵守する。
建ぺい率	法53条 法53条3項 奈良県告示第402号	指定建ぺい率80% 街区の角地にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものは1/10を加える 内角120度以下の二つの道路によつてできた角敷地…で、その周辺の3分の1以上がそれらの道路に接し、かつ、それらの道路の幅員がそれぞれ4メートル以上でその和が10メートル以上のもの	・許容建ぺい率90%(80+10)を遵守する。
高さ	法56条	道路斜線：勾配1.5 適用距離20m 隣地斜線：勾配2.5 立ち上がり高さ31m 31m高度地区(31m高さ制限)	・遵守する。 ・遵守する。
中高層建築物の日影規制	法56条の2	本敷地(近隣商業地域)については対象外 敷地北側の一部が第1種中高層住居専用地域であるため 検討を要する 測定面4m 4時間-2.5時間	・本敷地は規制対象外だが敷地北側の第1種中高層住居専用地域への適合を確認する。
延焼のおそれのある部分	法2条	敷地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物(延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は一の建築物とみなす。)相互の外壁間の中心線から、1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下の距離にある部分	・該当部分には防火措置を施す。 分庁舎、西分庁舎についても同様。

項目	適用条項	審査項目	対応状況
階段等の手すり等	令25条	両側手すり又はこれに代わる側壁を設置	・遵守する。
階段に代わる傾斜路	令26条	勾配1/8以下、表面は粗面又は滑りにくい仕上材料	・遵守する。
便所の採光及び換気	令28条	採光・換気用の直接外気に接する窓、又は水洗便所としてこれに代わる設備を設置	・遵守する。
防火区画 (面積区画)	令112条1項	1500㎡以内毎に区画	・遵守する。
防火区画 (竪穴区画)	令112条9項	3階以上の階に居室を有する建築物の吹抜き、階段、昇降路、ダクトスペースその他これらに類する部分を区画 避難階直上階又は直下階のみの吹抜きで下地仕上げ不燃の場合はこの限りではない	・遵守する。
防火区画 (異種用途区画)	令112条12項	建築物の一部が法第24条各号のいずれかに該当する場合には、その部分と他の部分とを区画しなければならない	・売店は市役所と運営者が異なる場合必要となる。
区画貫通部 (設備配管)	令112条15項 令129条の2の5	給水管、配電管その他の管が防火区画を貫通する部分の処理についての技術的基準	・遵守する。
区画貫通部 (設備風洞)	令112条16項	換気、冷暖房の設備ダクトが防火区画を貫通する部分の処理についての技術的基準	・遵守する。
煙突	令115条	屋根面から垂直距離60cm以上	・発電機排気が該当。
昇降機	令129条の3	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機の技術的基準	・遵守する。
準防火地域内の建築物	法62条	準防火地域内においては、地階を除く階数が4以上である建築物又は延べ面積が1500㎡を超える建築物は耐火建築物としなければならない	・耐火建築物とする。

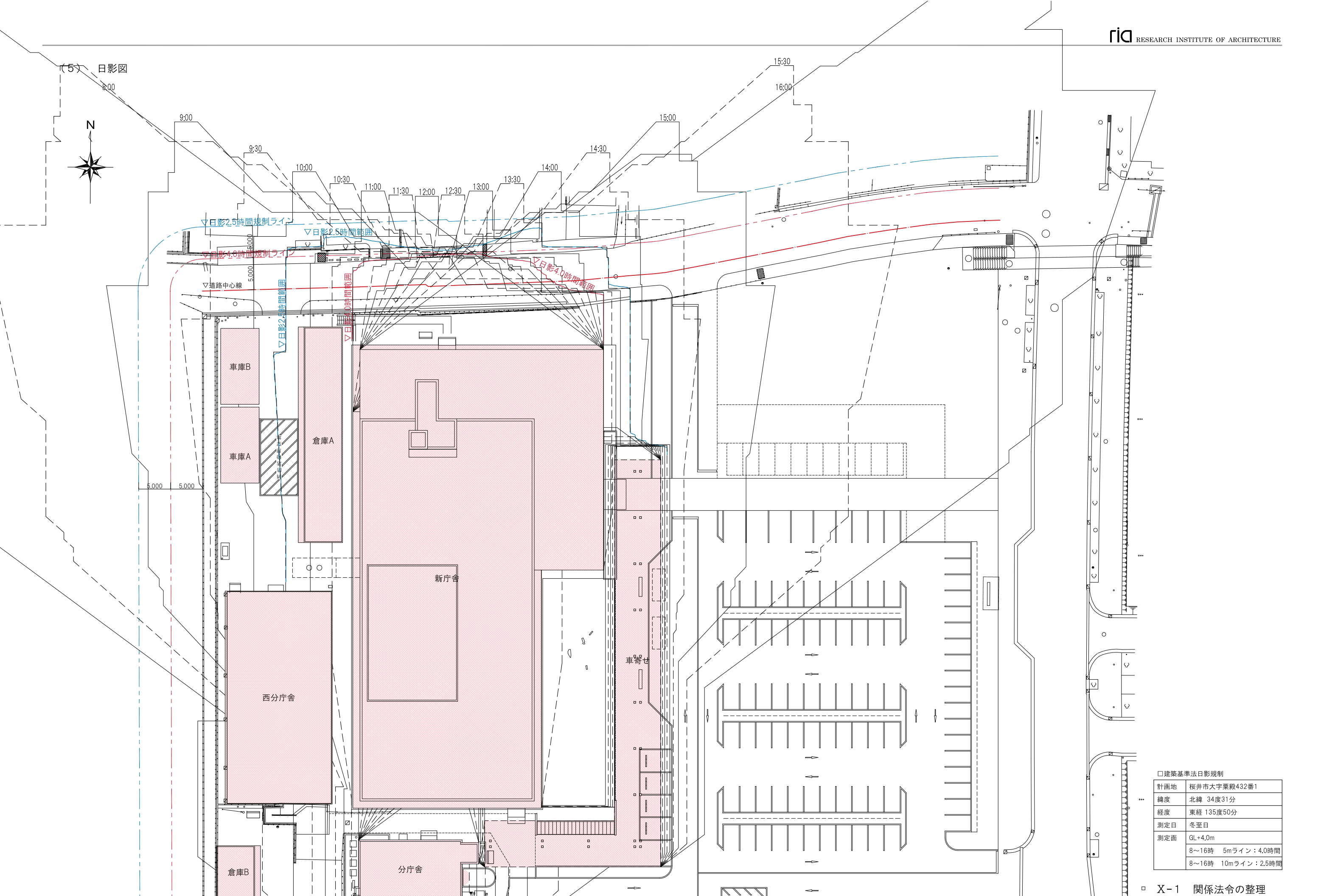
(4) 関係法令チェック図



- 凡例
- : 防火区画
 - - - : 排煙区画(垂壁)
 - : 非居室
 - : 無窓居室
 - - - : 延焼のおそれのある部分

X-1 関係法令の整理

(5) 日影図



□ 建築基準法日影規制

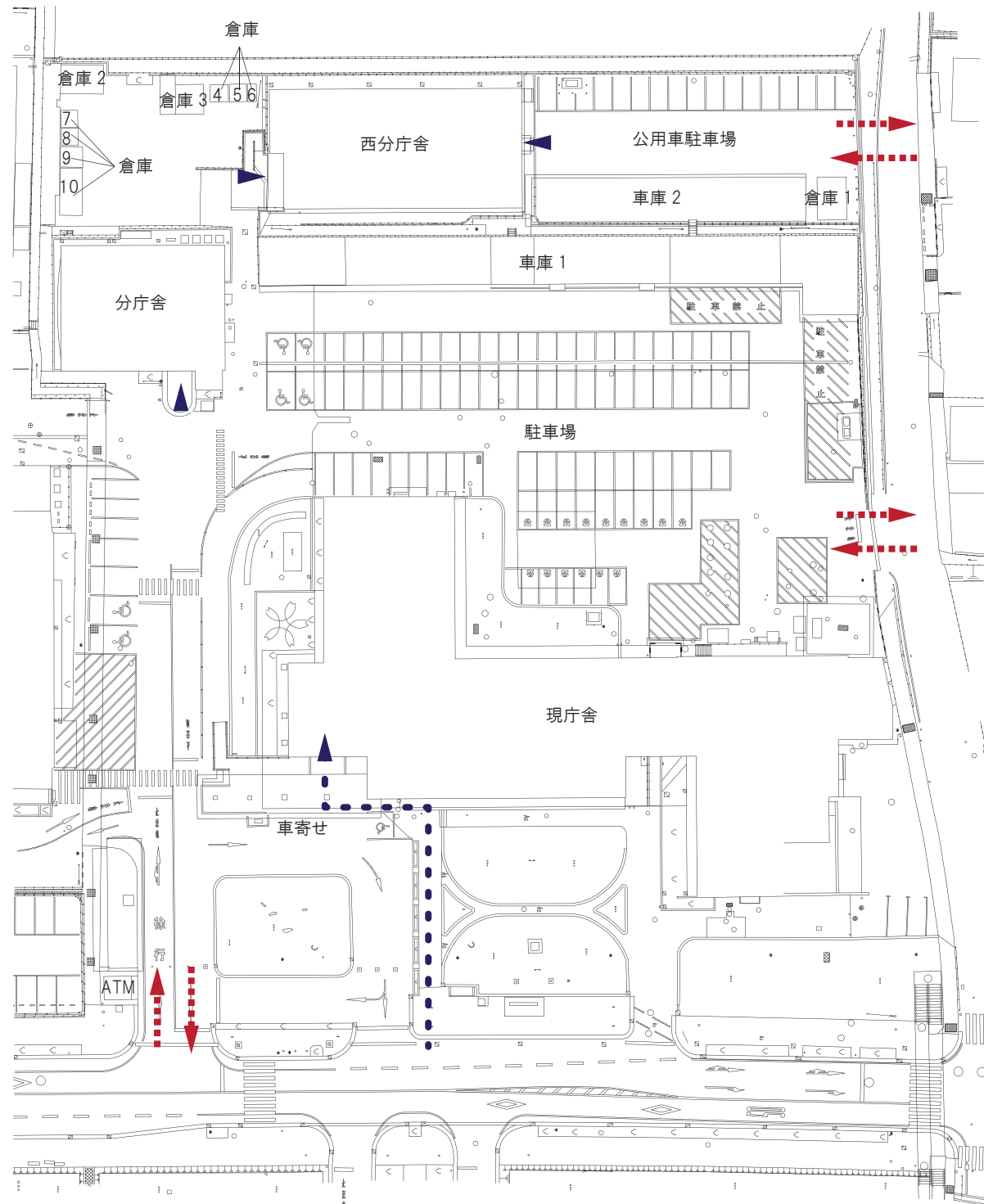
計画地	桜井市大字栗殿432番1
緯度	北緯 34度31分
経度	東経 135度50分
測定日	冬至日
測定面	GL+4.0m
	8~16時 5mライン：4.0時間
	8~16時 10mライン：2.5時間

□ X-1 関係法令の整理

X-2 建替え計画

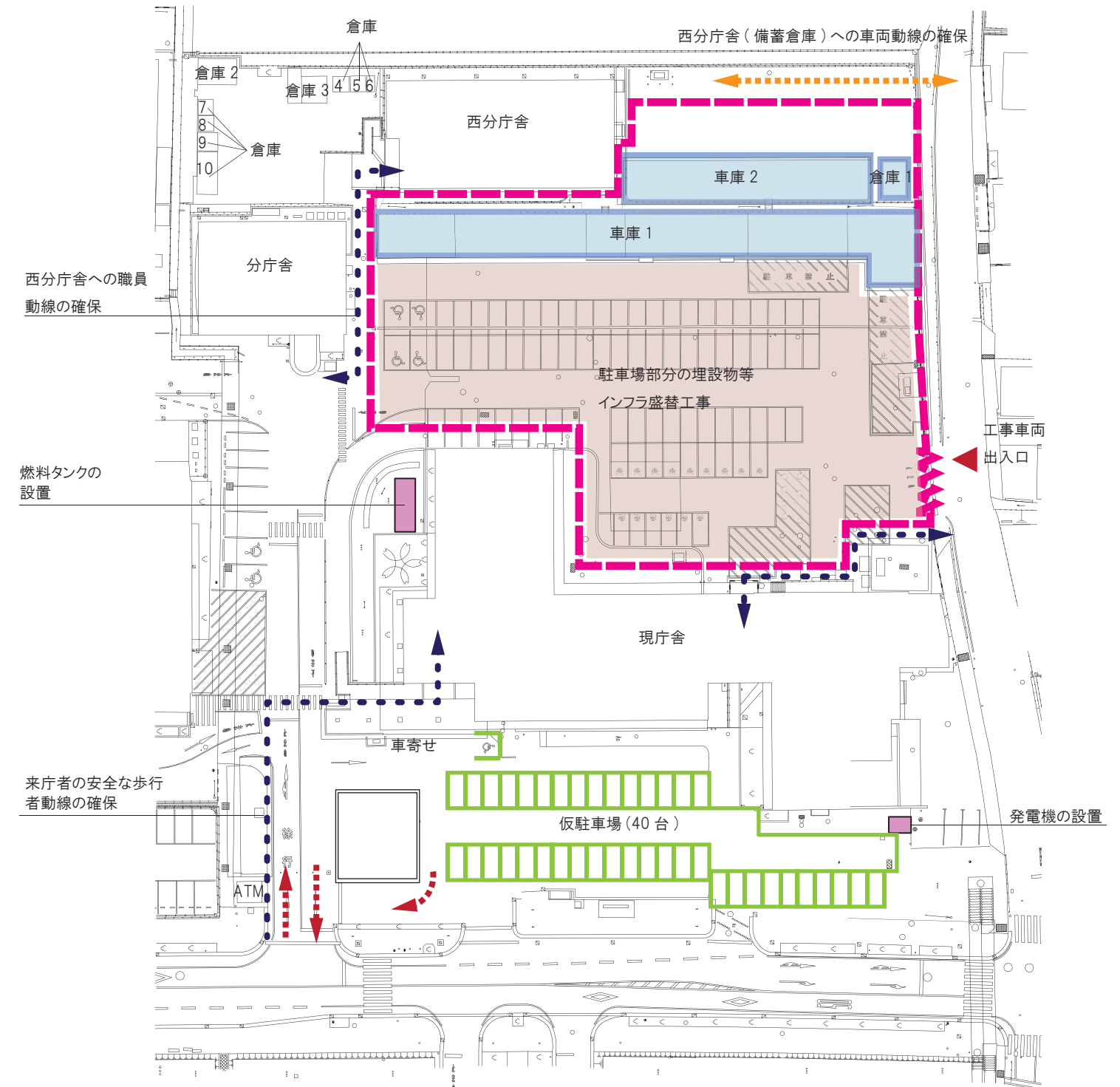
- ・現庁舎を運用しながらの新庁舎建設工事となるため、利用者の安全に十分配慮した計画とする。
- ・工事期間中の利用者用の駐車場確保に配慮した計画とする。

現況図



計画図 - STEP1

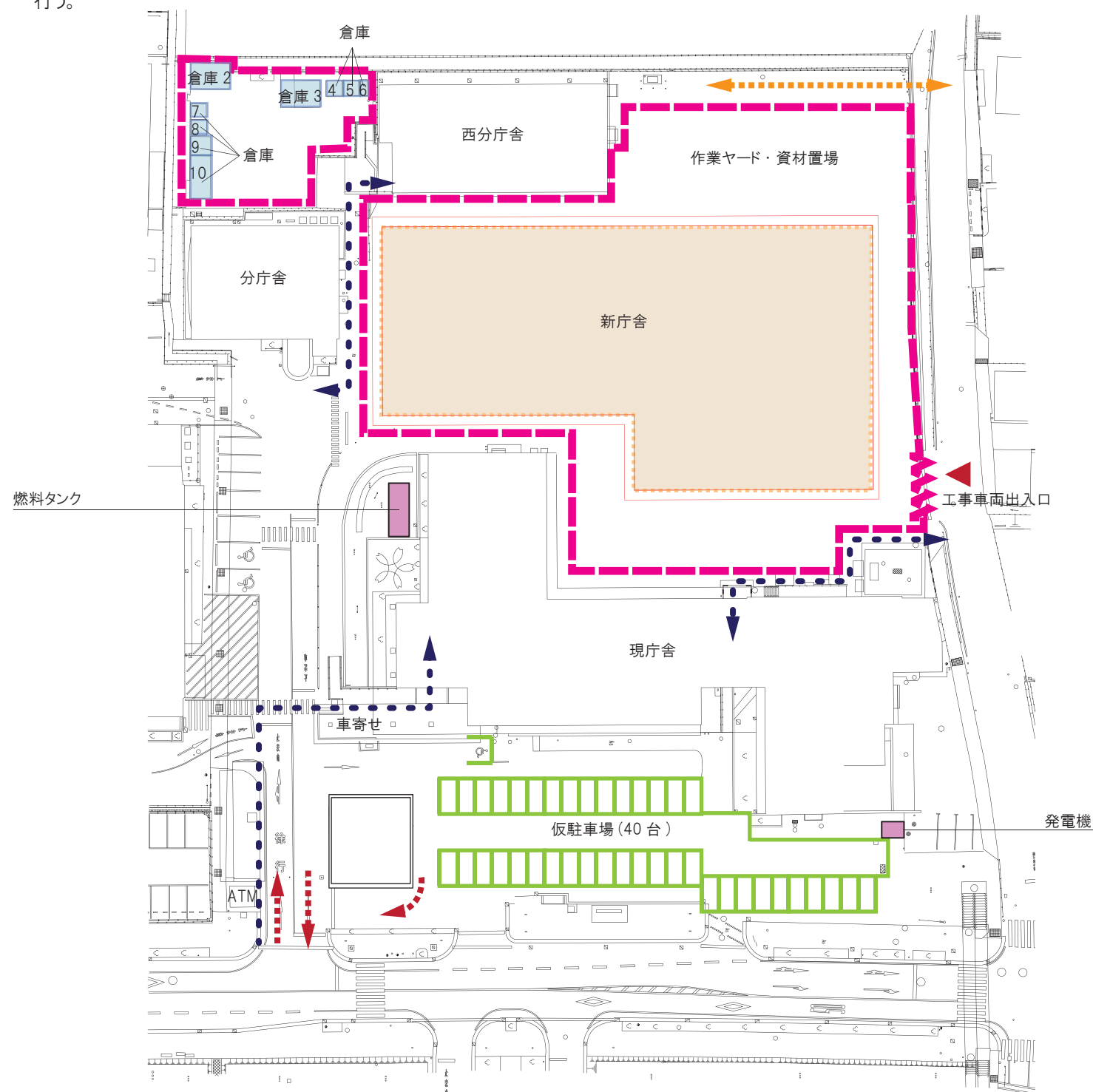
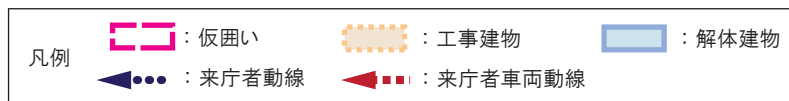
- ・既存車庫・倉庫の解体及び現庁舎の燃料タンク、発電機の設置や駐車場部分の埋設配管等の盛替えを行う。



注1) 既存の付属建築物については検査済証に代わる 12 条 5 項の報告が必要か確認・検討を行う。

計画図 - STEP2

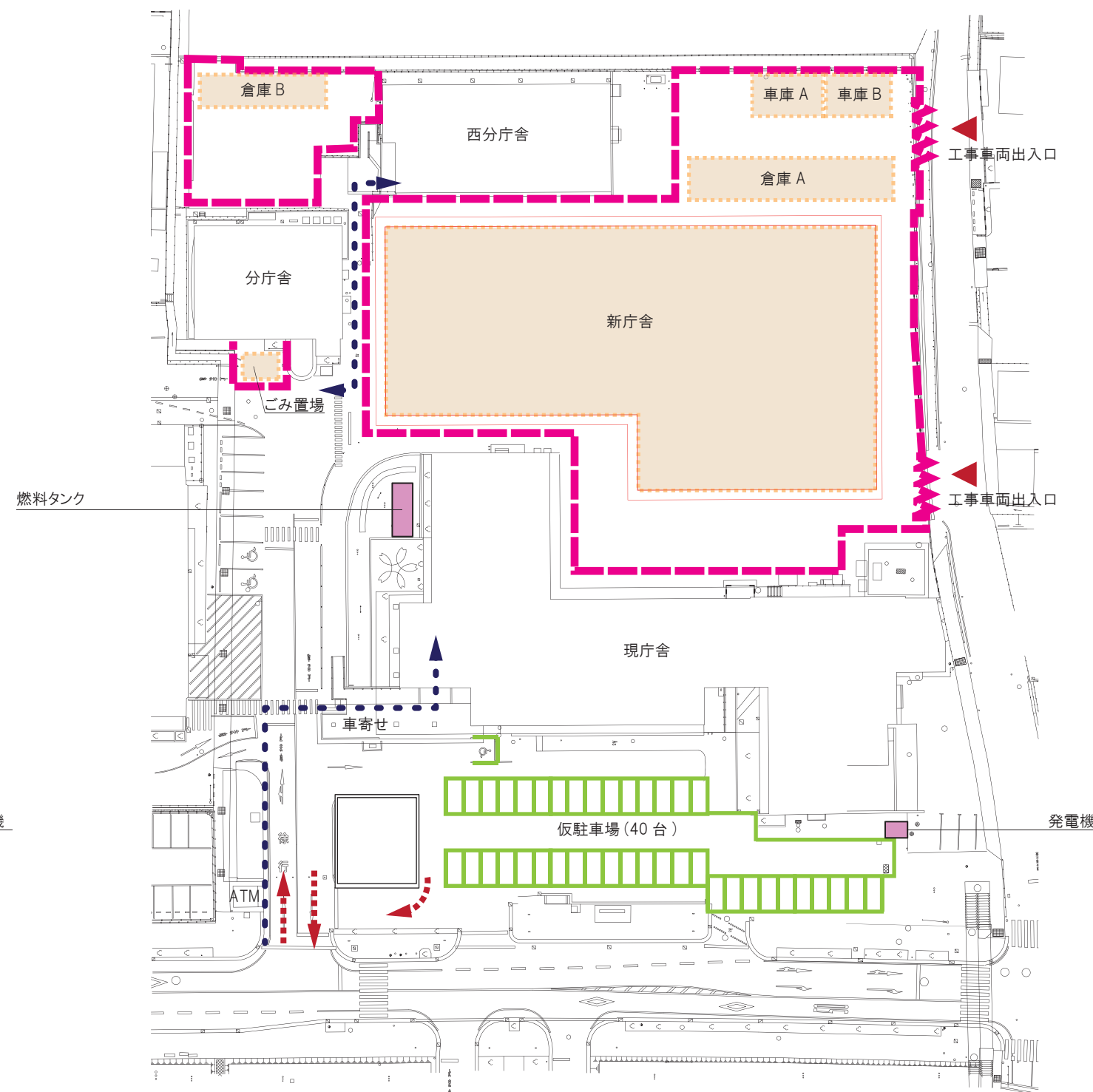
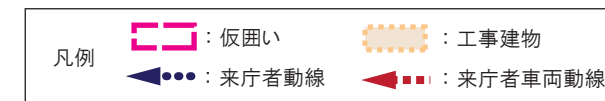
その1
現庁舎を運用しながら、新庁舎建設工事を
行う。



注2) 倉庫の解体のための工事車両は東側道路からの出入りとし、警備員による安全対策を行う。

S=1/800

その2
新庁舎建設工事に伴い、車庫及び倉庫、ごみ置き場の建設工事を
行う。

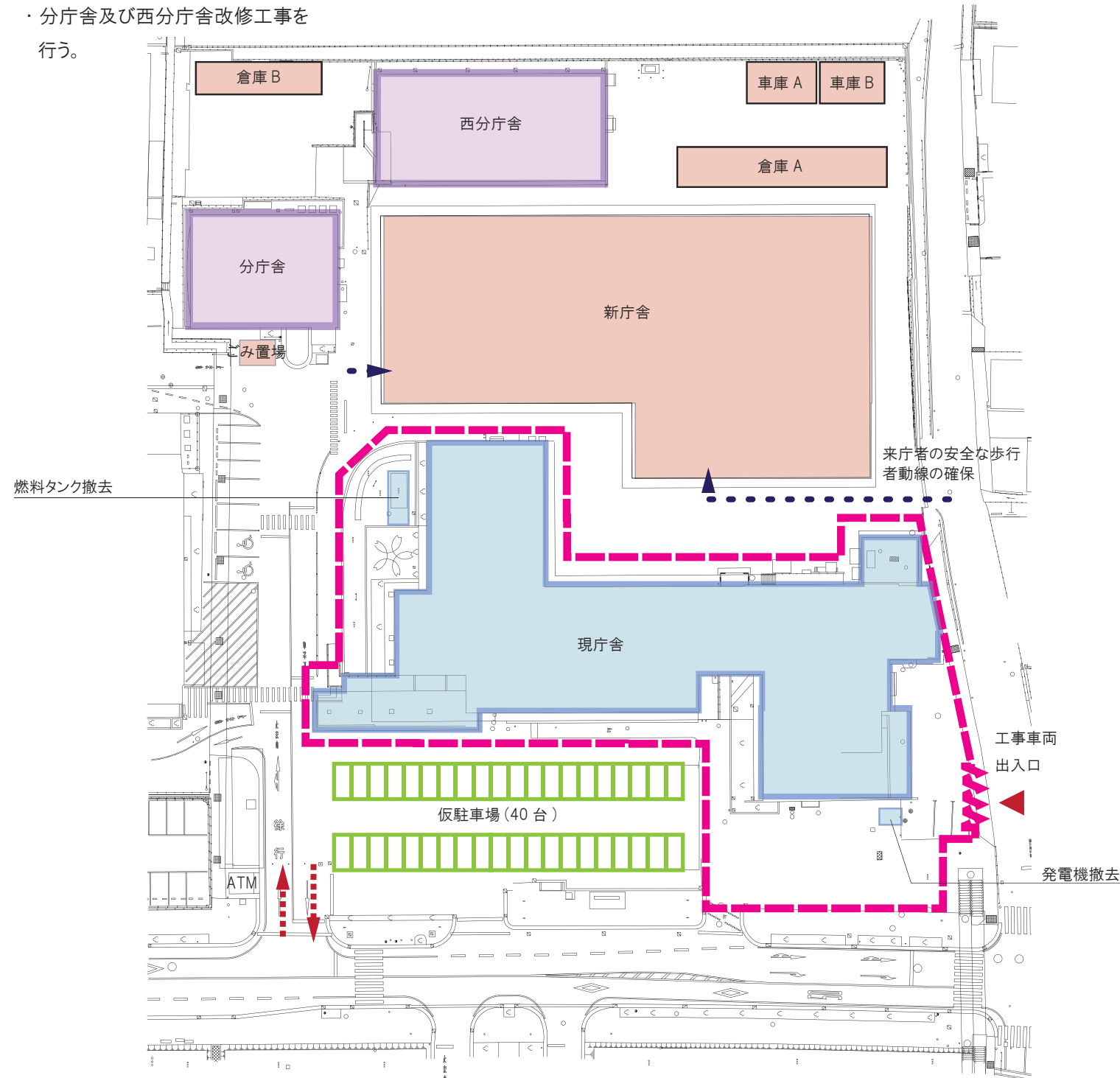
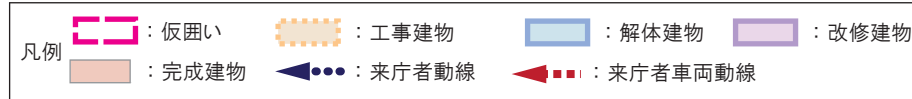


注3) 倉庫Bの新築のための工事車両は東側道路からの出入りとし、警備員による安全対策を行う。

S=1/800

計画図 - STEP3

- ・新庁舎の完成後、引越しを行う。
- ・仮囲いの盛替え後、現庁舎の解体工事を行う。
- ・分庁舎及び西分庁舎改修工事を行う。

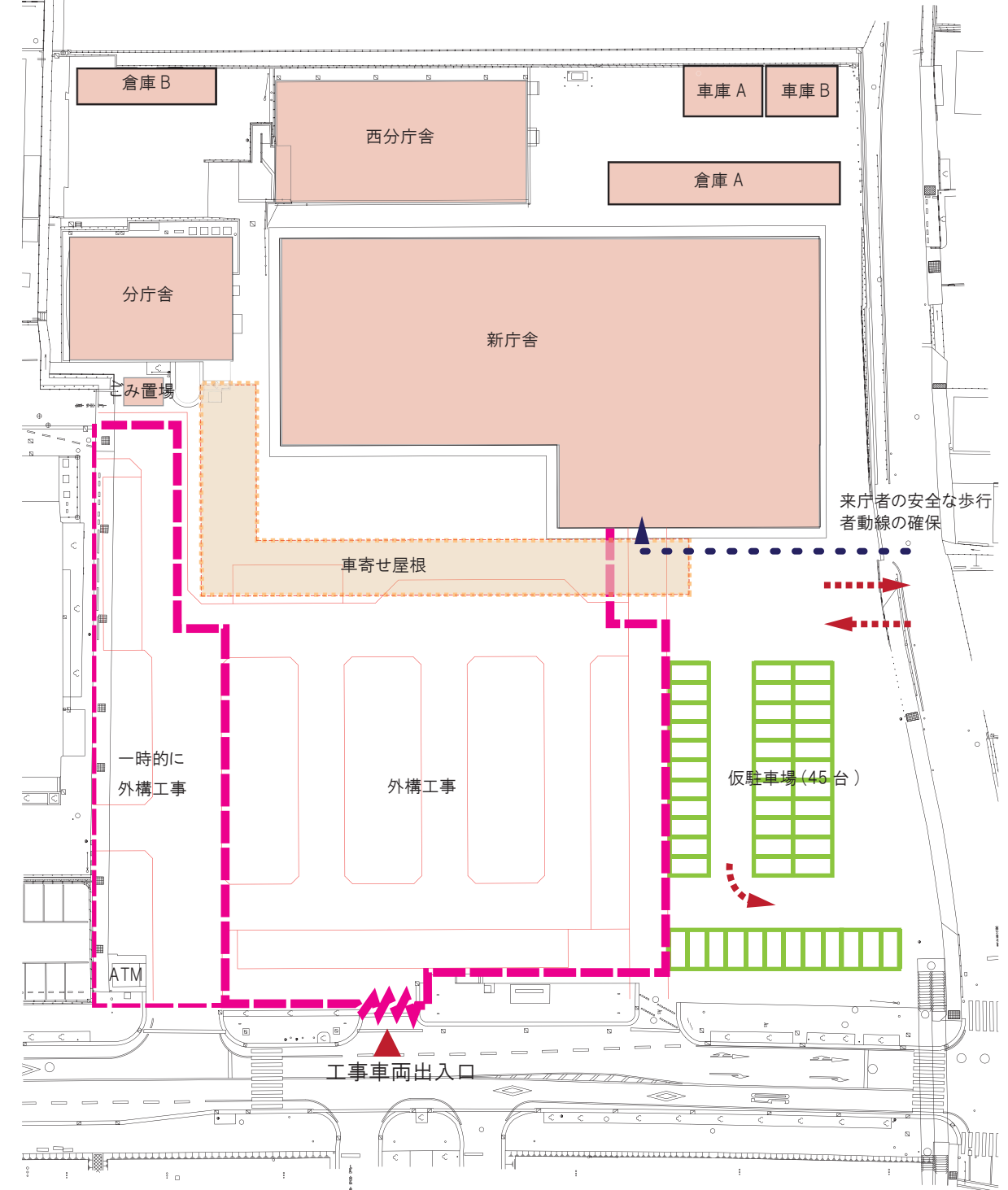
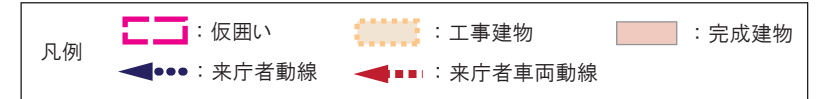


注4) ヤード内の現場事務所等の工事に必要な仮設物については敷地外を想定する。

S=1/800

計画図 - STEP4

- その1
- 新庁舎を運用しながら、屋外整備工事を段階的に整備する。
 - 利用者の安全に十分配慮しながら車寄せの建設工事を行う。

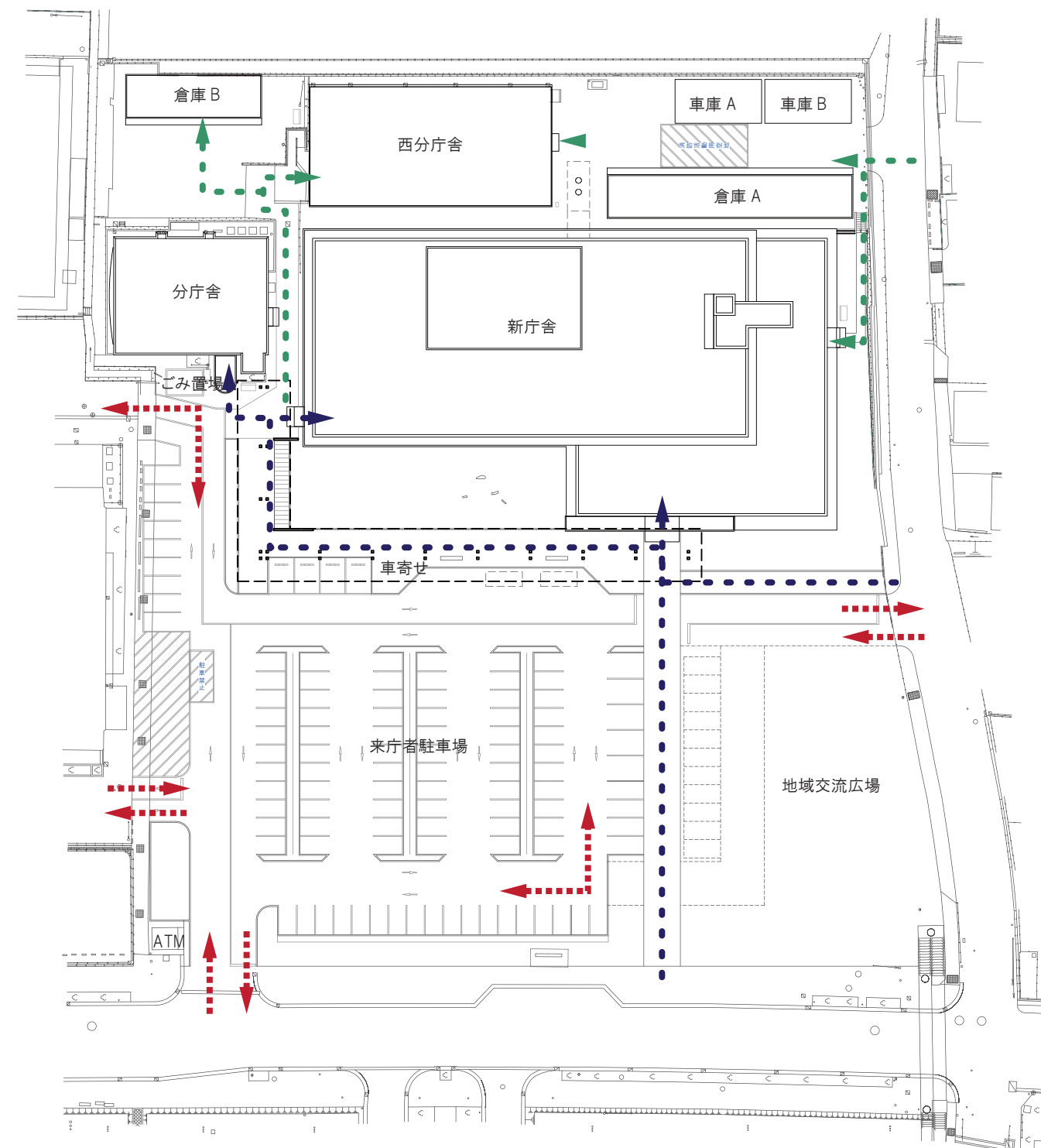
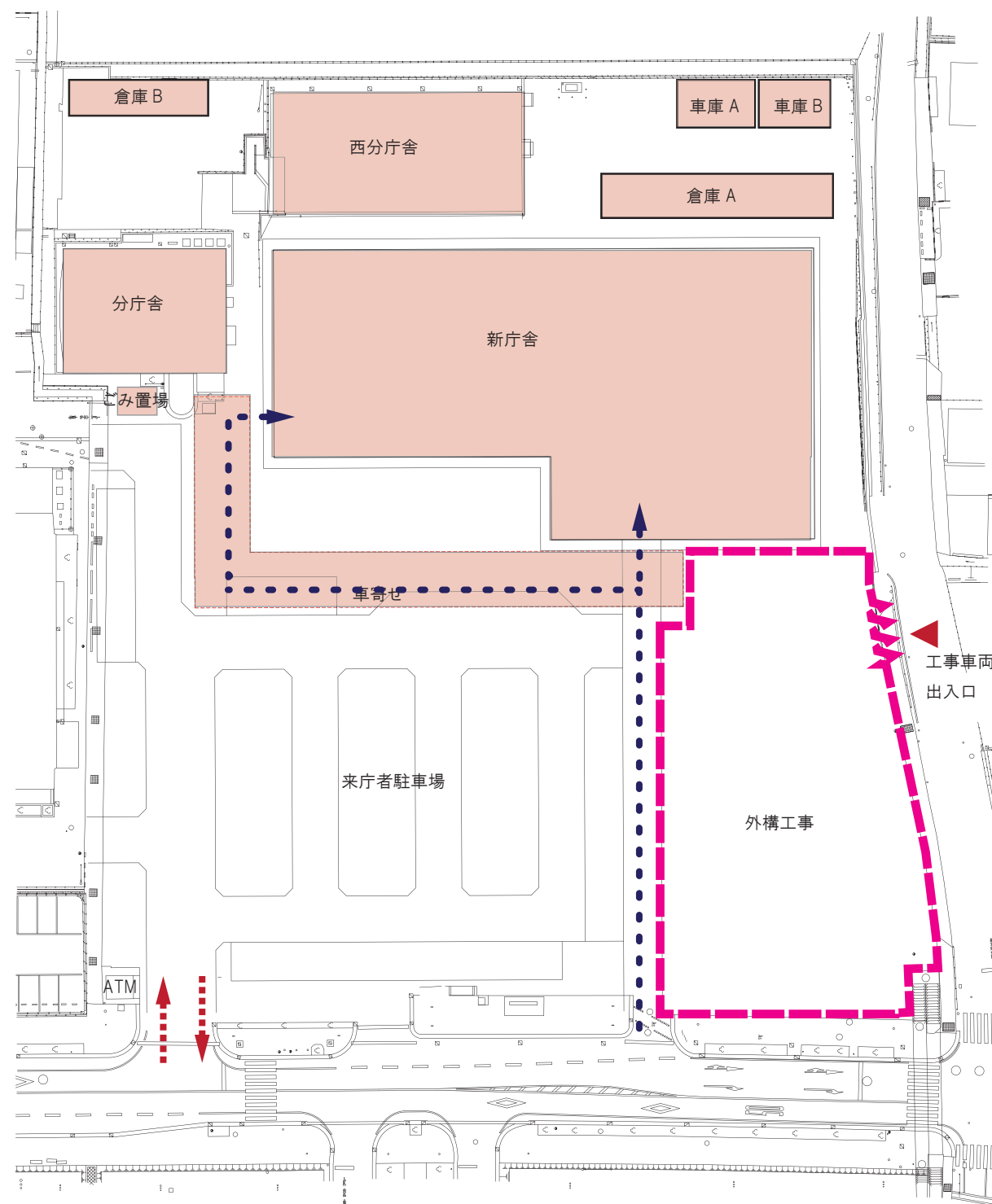


- 注5) 分庁舎、西分庁舎の改修は確認申請の不要な範囲で行うものと想定するが奈良県が定める「既存建築物の法適合性の確認の取り扱い」に則って確認を行う。
- 注6) 新庁舎・倉庫 A,B・車庫 A,B は同時に竣工検査を受ける。
- 注7) 車寄せは増築申請を行い、新庁舎の竣工検査後の工事とする。

S=1/800

完成図

その2 外構工事

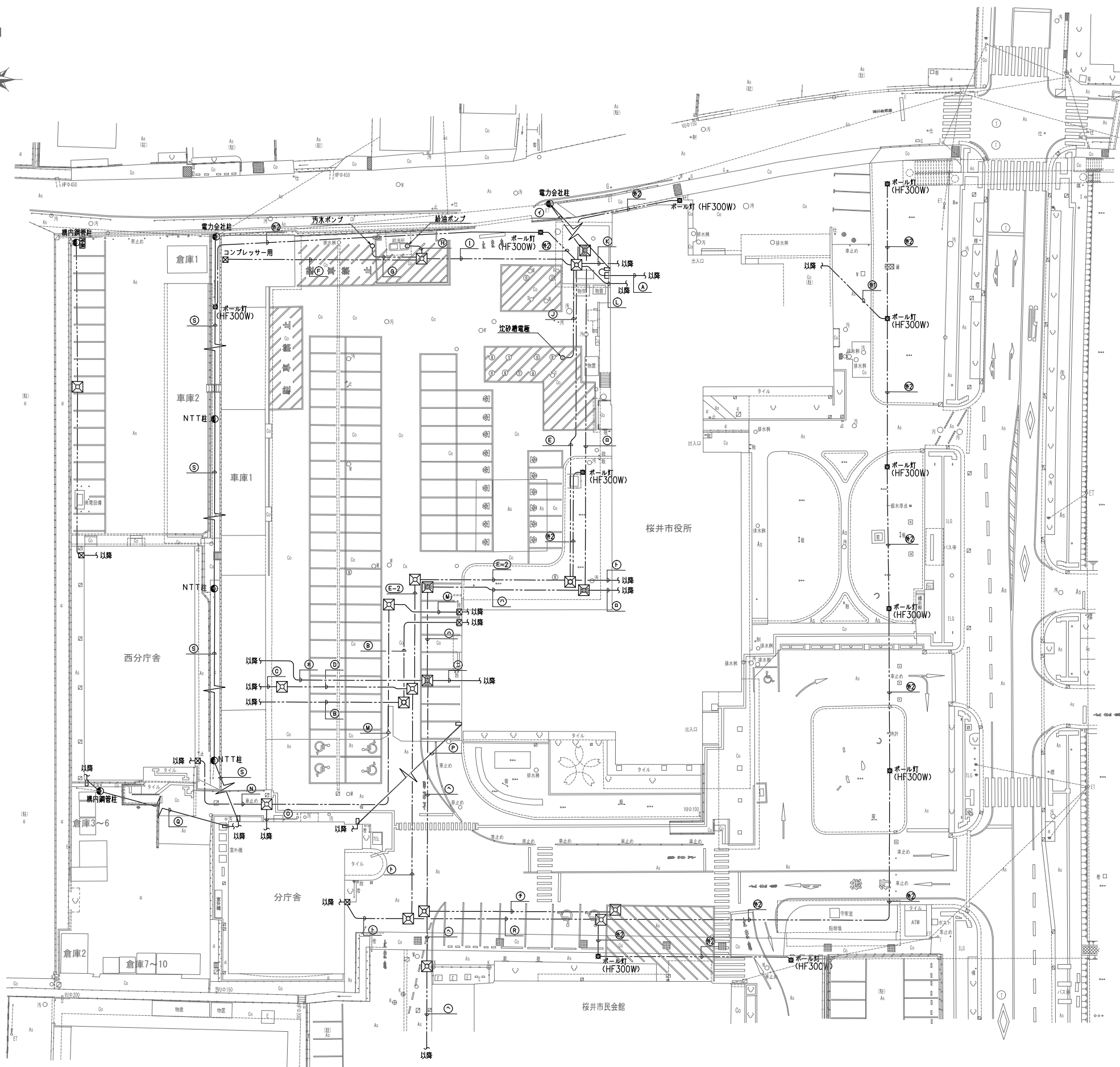


S=1/800

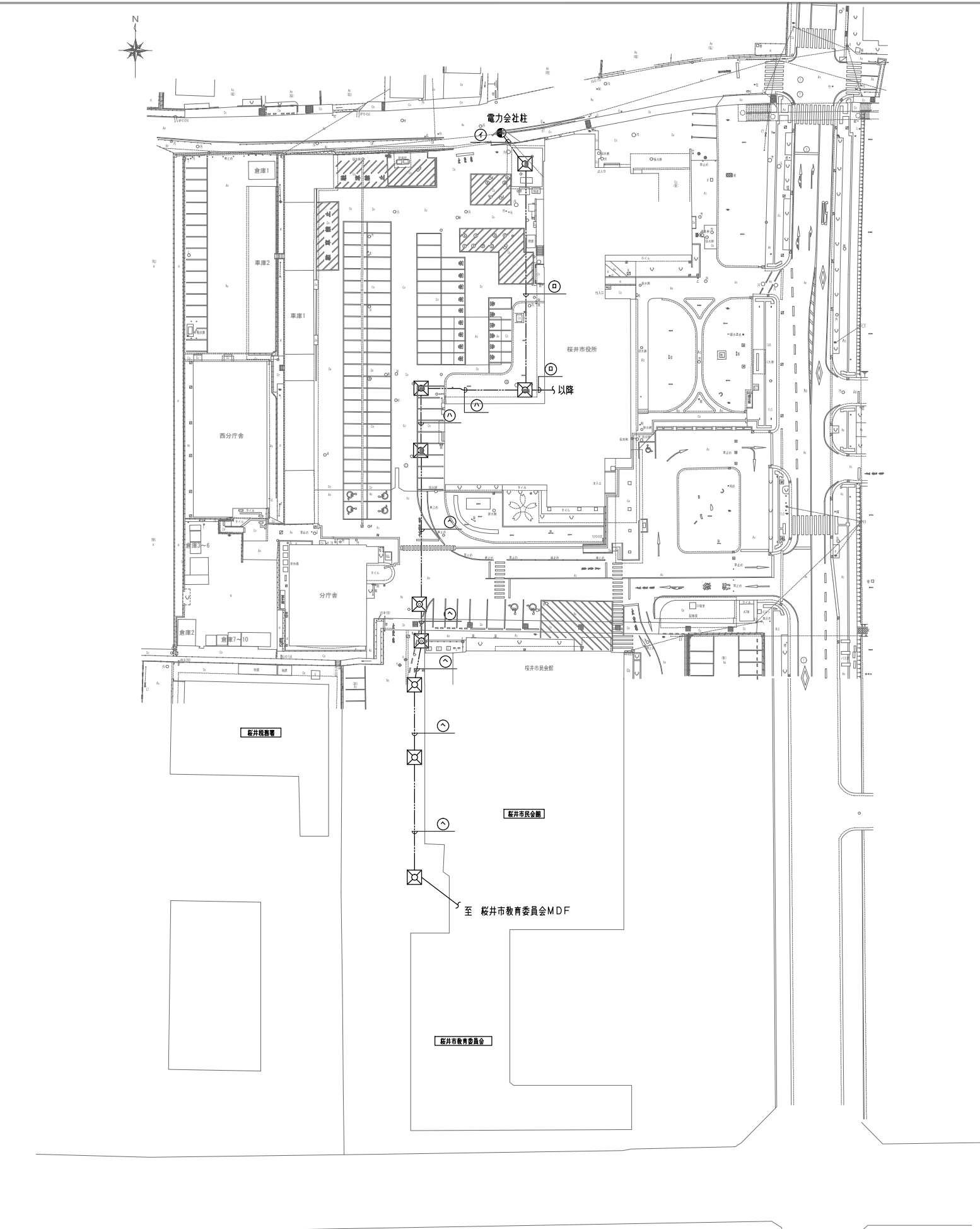
S=1/800



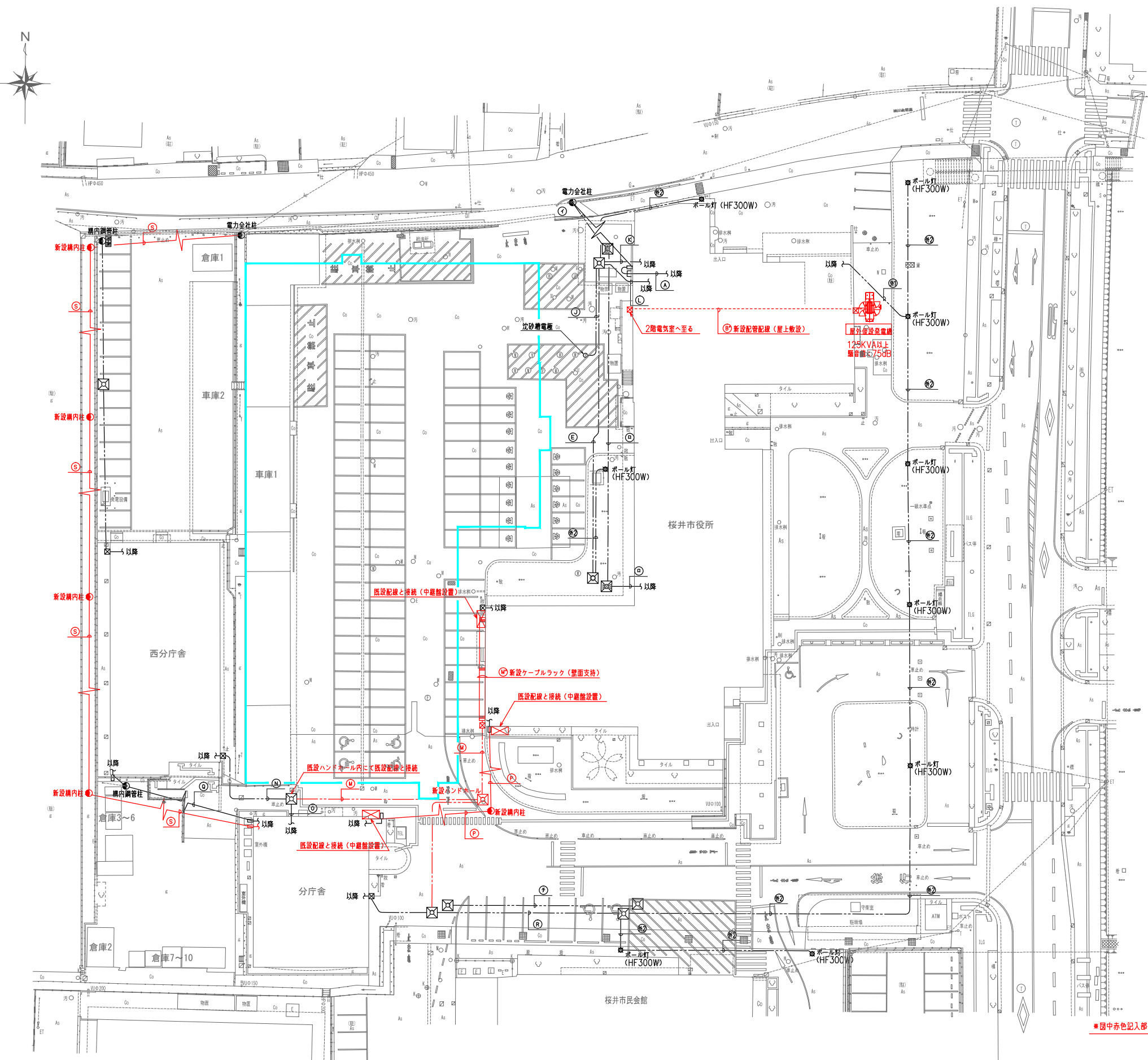
Ⓐ	6kV CVT38-3C	架空	高圧引込
Ⓑ	CV150 ⁺ -3C (82)	発電機幹線	
	CV5.5 ⁻ -2C (28)	発電機操作	
Ⓒ	CVV3.5 ⁻ -5C (36)	発電機盤	
	CV38 ⁻ -3C (82)	車庫 (一般用1φ)	
	CV14 ⁻ -3C (36)	車庫 (非常用1φ)	
Ⓓ	CVV3.5 ⁻ -5C (HP75φ)	発電機盤	
	CV38 ⁻ -3C (HP150φ)	車庫 (一般用1φ)	
	CV14 ⁻ -3C (HP250φ)	車庫 (非常用1φ)	
Ⓔ	CVV3.5 ⁻ -5C (HP250φ)	発電機盤	
	CV38 ⁻ -3C (HP300φ)	車庫 (一般用1φ)	
	CV14 ⁻ -3C (HP250φ)	車庫 (非常用1φ)	
Ⓕ	CVV3.5 ⁻ -5C (HP250φ)	発電機盤	
	CV38 ⁻ -3C (HP300φ)	車庫 (一般用1φ)	
	CV14 ⁻ -3C (HP250φ)	車庫 (非常用1φ)	
	光トリア(GI-2C)	情報 (地震計)	
Ⓖ	CV5.5 ⁻ -3C (36)	コック用 (一般用3φ)	
Ⓖ	CV2.0 ⁻ -3C (36) ×2	汚水ポンプ用 (一般用3φ)	
	CVV1.6 ⁻ -5C (36)	汚水ポンプ用電機	
Ⓖ	CV5.5 ⁻ -3C (36)	給油ポンプ用 (一般用3φ)	
Ⓘ	CV2.0 ⁻ -3C (HP150φ)	汚水ポンプ用 (一般用3φ)	
	CV5.5 ⁻ -3C (HP150φ)	給油ポンプ用 (一般用3φ)	
	CVV1.6 ⁻ -5C (HP75φ)	汚水ポンプ用電機	
Ⓙ	CVV1.6 ⁻ -3C (28)	圧砂機用電機	
	CVV1.6 ⁻ -5C (36)	圧砂機用電機	
Ⓚ	CV38 ⁻ -3C (82)	車庫 (一般用1φ)	
	CV14 ⁻ -3C (54)	車庫 (非常用1φ)	
	CV5.5 ⁻ -3C (54)	給油ポンプ用 (一般用3φ)	
	CV2.0 ⁻ -3C (104)	外灯	
	CVV3.5 ⁻ -5C (54)	発電機盤	
	CVV1.6 ⁻ -5C (36)	圧砂機用電機	
Ⓛ	CV2.0 ⁻ -3C ×2 (54)	汚水ポンプ用 (一般用3φ)	
	CVV1.6 ⁻ -5C (36)	汚水ポンプ用電機	
	CVV1.6 ⁻ -3C (28)	圧砂機用電機	
	CVV1.6 ⁻ -5C (36)	圧砂機用電機	
	CVV1.6 ⁻ -5C (54) ×2		
	CVV1.6 ⁻ -5C (36)		
Ⓜ	CV100 ⁻ -3C (HIVE70)	分庁舎 (一般用1φ)	
	CV150 ⁻ -3C (HIVE82)	分庁舎 (一般用3φ)	
	CV100 ⁻ -3C (HIVE70)	分庁舎 (一般用3φ)	
	CV150 ⁻ -3C (HIVE82)	分庁舎 (一般用1φ)	
	CV150 ⁻ -3C (HIVE82)	分庁舎 (一般用3φ)	
	FP3.5 ⁻ -3C (HIVE28)	分庁舎 (ハロン排気3φ)	
	IV38 [*] (HIVE22)	分庁舎 (接地線)	
	HP1.2-10P (HIVE28)	分庁舎 (自火報、ハロン)	
	CPEVO.65-5P (HIVE28)	分庁舎 (出退、放送、時計)	
	CPEVO.65-3P		
	CCPO.5-20P (HIVE28)	分庁舎 (電話)	
	光トリア(SM-24C) (HIVE36) ×5	分庁舎 (コト用)	
	光トリア(SM-24C) (HIVE28)	分庁舎 (コト用)	
	CPEVO.9-5P	西分庁舎 (地震計)	
Ⓝ	(FEP30) ×3	西分庁舎 (電話)	
	HP1.2-3P (FEP30)	西分庁舎 (放送・時計)	
	CPEVO.9-5P	西分庁舎 (地震計)	



Ⓞ	CV100 ⁻ -3C (HIVE70)	分庁舎 (一般用1φ)
	CV150 ⁻ -3C (HIVE82)	分庁舎 (一般用3φ)
	CV100 ⁻ -3C (HIVE70)	分庁舎 (一般用3φ)
	CV150 ⁻ -3C (HIVE82)	分庁舎 (一般用1φ)
	FP3.5 ⁻ -3C (HIVE28)	分庁舎 (ハロン排気3φ)
	IV38 [*] (HIVE22)	分庁舎 (接地線)
	HP1.2-10P (HIVE28)	分庁舎 (自火報、ハロン)
	CPEVO.65-5P (HIVE28)	分庁舎 (出退、放送、時計)
	CPEVO.65-3P	
	CCPO.5-20P (HIVE28)	分庁舎 (電話)
	光トリア(SM-24C) (HIVE36) ×4	分庁舎 (コト用)
	光トリア(SM-24C) (HIVE28)	分庁舎 (コト用)
	HP1.2-3P (HIVE28)	西分庁舎 (放送・時計)
Ⓟ	光トリア(SM-4C) (HIVE70)	分庁舎 (コト用)
	CPEVO.65-50P	MDF~西分庁舎 (電話)
	CE3.5 ⁻ -3C (HIVE70)	分庁舎 (出退、放送、時計)
	CE38 ⁻ -3C	分庁舎 (出退、放送、時計)
	IE3.5 [*]	分庁舎 (接地線)
Ⓠ	光トリア(SM-4C) (HIVE70)	分庁舎 (コト用)
	CPEVO.65-50P	MDF~西分庁舎 (電話)
	NSDI-LAP15-IP (CAT5e)	分庁舎 (大規模用)
	BD-HFAE ×2	分庁舎 (VSAI)
	NSDI-LAP15-IP (CAT5e)	西分庁舎 (地震計)
	CE3.5 ⁻ -3C (HIVE70)	分庁舎 (出退、放送、時計)
	CE38 ⁻ -3C	分庁舎 (出退、放送、時計)
	IE3.5 [*]	分庁舎 (接地線)
Ⓡ	CVV3.5 ⁻ -5C (HP250φ)	
	CVV3.5 ⁻ -5C (HP75φ)	
Ⓢ	CV5.5 ⁻ -3C (36)	外灯
Ⓣ	CV2.0 ⁻ -3C (28)	外灯
Ⓤ	NTT光ケーブル	分庁舎引込
ⓖ	NTTメタル配線50P (JP70)	電話引込
ⓗ	NTTメタル配線50P (JP70)	電話引込
	(JP70)	
Ⓢ	NTTメタル配線50P (JP70)	電話引込 (教育委員会)
	(JP70)	
Ⓣ	(JP82)	電話
	(JP54) ×2	
	CPEVO.65-5P (JP36)	車庫電話
	(JP36)	
Ⓤ	CPEVO.65-5P (36)	車庫電話
ⓖ	NTTメタル配線50P (JP70)	電話引込 (教育委員会)
	(JP70)	
Ⓡ	光トリア(GI-2C) (HIVE28)	情報 (地震計)
Ⓢ	(28)	

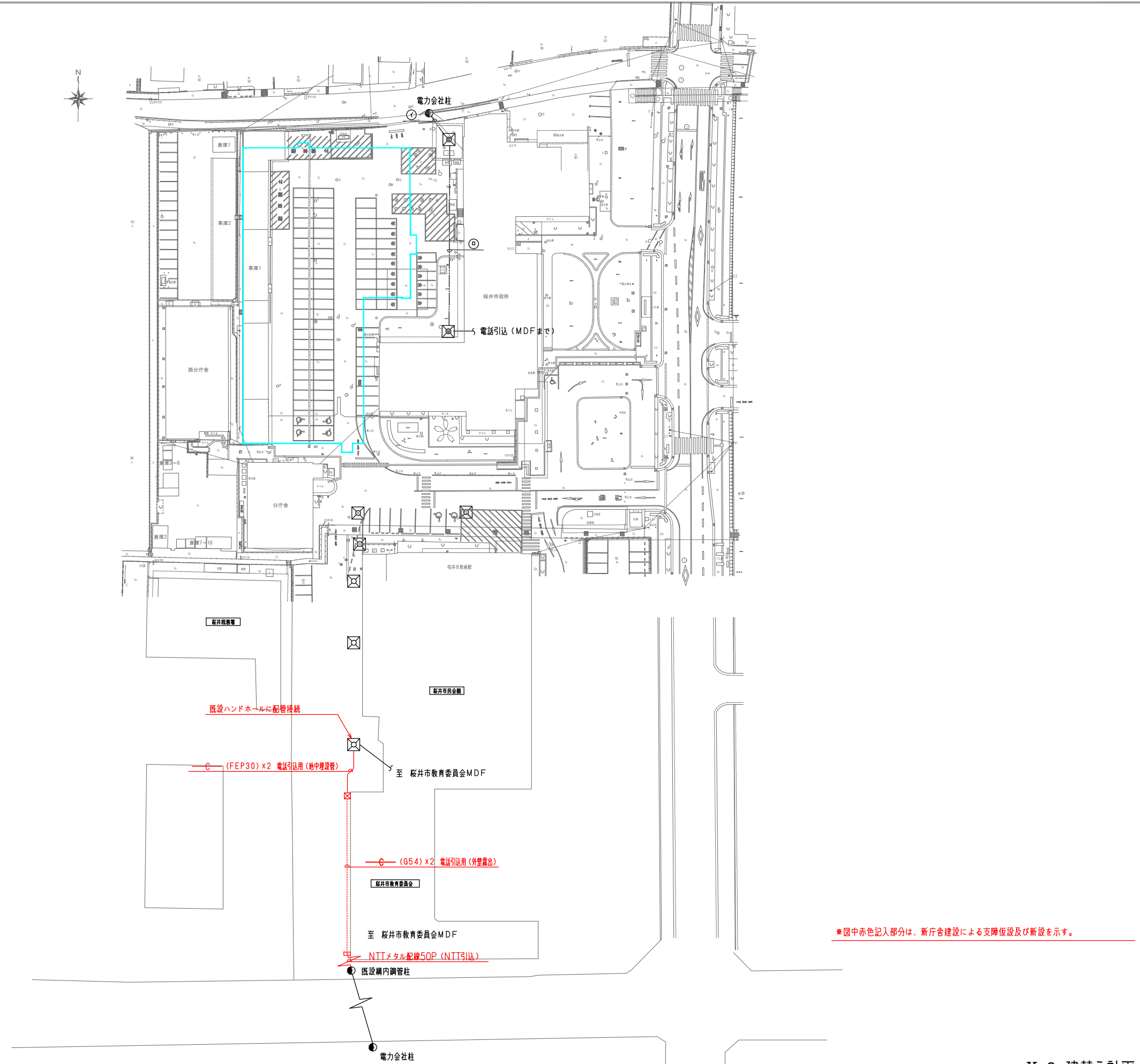


①	6kV CVT38-3C	架空	高圧引込
②	Ⓜ 支障移設		
	EM-CE150-3C (82)	発電機幹線	
	EM-IE5.5-3C		
	EM-CE5.5-2C (28)	発電機操作	
③	Ⓜ 支障移設		
	CVV3.5-5C (HP250#)	発電機警報	
	CV38-3C (HP300#)	専庫 (一般用1#)	
	CV14-3C	専庫 (非常用1#)	
	—C—	(HP250#)	
④	Ⓜ 支障移設		
	CVV1.6-3C (28)	注砂機用電機	
	CVV1.6-5C (36)	注砂機用電機	
⑤	Ⓜ 支障移設		
	CV38-3C (82)	専庫 (一般用1#)	
	CV14-3C	専庫 (非常用1#)	
	CV5.5-3C (54)	給油機用 (一般用3#)	
	CV2.0-3C	外灯	
	CVV3.5-5C (36)	発電機警報	
	—C—	(104)	
	—C—	(54)	
	—C—	(36)	
⑥	Ⓜ 支障移設		
	CV2.0-3C×2 (54)	汚水ポンプ用 (一般用3#)	
	CVV1.6-5C (36)	汚水ポンプ用電機	
	CVV1.6-3C (28)	注砂機用電機	
	CVV1.6-5C (36)	注砂機用電機	
	—C—	(54) ×2	
	—C—	(36)	
⑦	Ⓜ 支障移設		
	EM-CE100-3C (FEP100)	分庁舎 (一般用1#)	
	EM-CE150-3C (FEP100)	分庁舎 (一般用3#)	
	EM-CE100-3C (FEP100)	分庁舎 (一般用1#)	
	EM-CE150-3C (FEP100)	分庁舎 (一般用3#)	
	EM-CE150-3C (FEP100)	分庁舎 (一般用3#)	
	EM-IE38"	分庁舎 (接地線)	
	EM-FP3.5-3C (FEP30)	分庁舎 (ハロン警報3#)	
	EM-HP1.2-10P	分庁舎 (自火報、ハロン)	
	EM-CPEE0.65-5P (FEP30)	分庁舎 (出警・搬送・時計)	
	EM-CPEE0.65-3P	分庁舎 (出警・搬送・時計)	
	EM-CCP0.5-20P (FEP30)	分庁舎 (電話)	
	光トランプ(SM-24C) (FEP30)	分庁舎 (2x2'-3用)	
⑧	Ⓜ 支障移設		
	EM-CE100-3C	ケーブルラック	分庁舎 (一般用1#)
	EM-CE150-3C		分庁舎 (一般用3#)
	EM-CE100-3C		分庁舎 (一般用3#)
	EM-CE150-3C		分庁舎 (一般用1#)
	EM-CE150-3C		分庁舎 (一般用3#)
	EM-FP3.5-3C		分庁舎 (ハロン警報3#)
	EM-IE38"		分庁舎 (接地線)
	EM-HP1.2-10P		分庁舎 (自火報、ハロン)
	EM-CPEE0.65-5P		分庁舎 (出警・搬送・時計)
	EM-CPEE0.65-3P		分庁舎 (出警・搬送・時計)
	EM-CCP0.5-20P		分庁舎 (電話)
	光トランプ(SM-24C)		分庁舎 (2x2'-3用)
	EM-CPEV0.9-5P		西分庁舎 (地震計)
⑨	Ⓜ 支障移設		
	—C— (FEP30) ×3	西分庁舎 (電話)	
	HP1.2-3P (FEP30)	西分庁舎 (搬送・時計)	
	CPEV0.9-5P	西分庁舎 (地震計)	



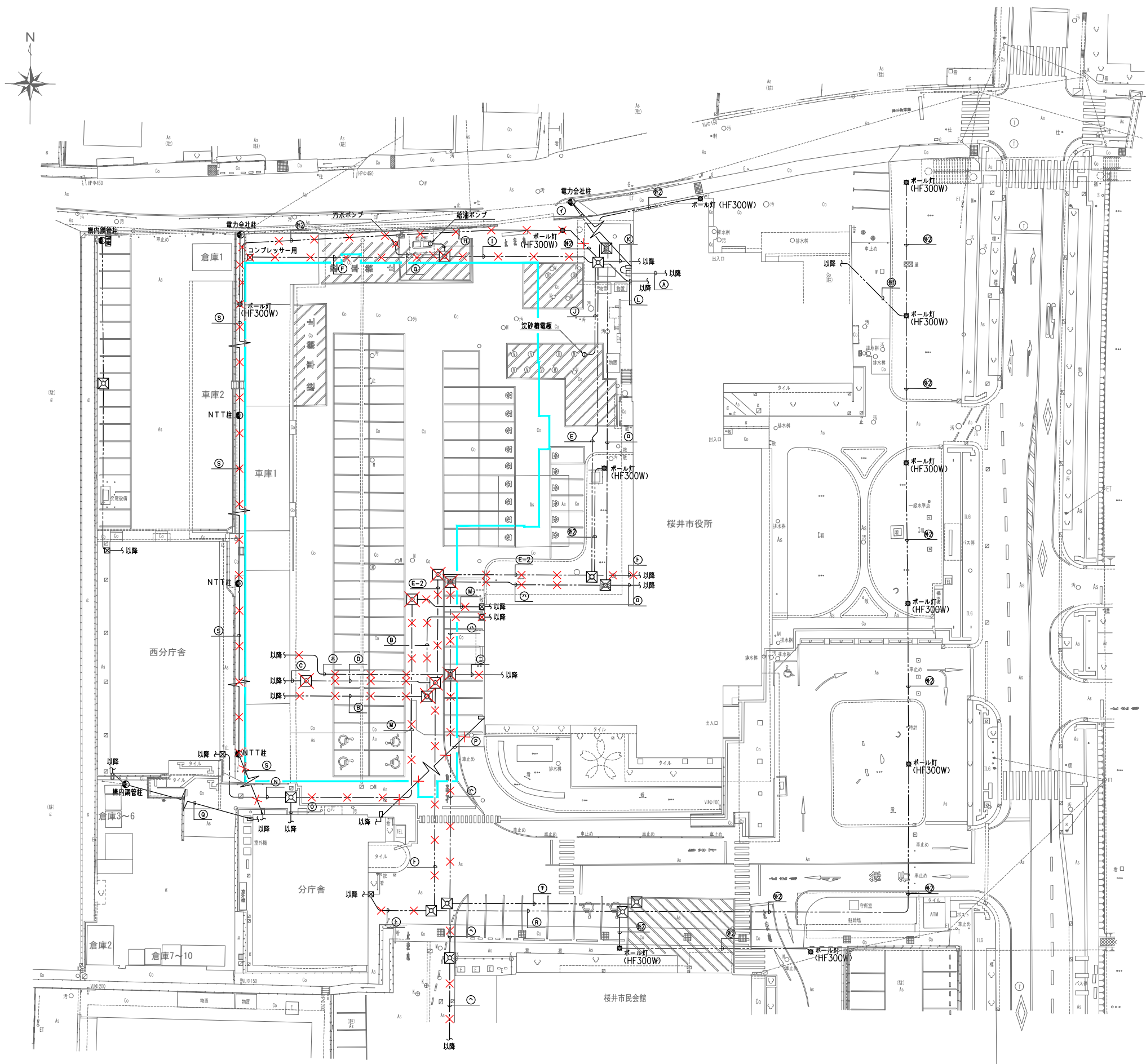
⑩	CV100-3C (HIVE70)	分庁舎 (一般用1#)	
	CV150-3C (HIVE82)	分庁舎 (一般用3#)	
	CV100-3C (HIVE70)	分庁舎 (一般用3#)	
	CV150-3C (HIVE82)	分庁舎 (一般用1#)	
	CV150-3C (HIVE82)	分庁舎 (一般用3#)	
	FP3.5-3C (HIVE28)	分庁舎 (ハロン警報3#)	
	IV38"	分庁舎 (接地線)	
	HP1.2-10P (HIVE28)	分庁舎 (自火報、ハロン)	
	CPEV0.65-5P (HIVE28)	分庁舎 (出警・搬送・時計)	
	CPEV0.65-3P	分庁舎 (電話)	
	CCP0.5-20P (HIVE28)	分庁舎 (電話)	
	光トランプ(SM-24C) (HIVE36) ×4	分庁舎 (2x2'-3用)	
	—C— (HIVE28)	分庁舎 (2x2'-3用)	
	HP1.2-3P (HIVE36)	西分庁舎 (搬送・時計)	
⑪	Ⓜ 支障移設		
	EM-光トランプ(SM-4C)	(ハロン警報)	分庁舎 (2x2'-3用)
	EM-FCEE0.65-50P	MDF	西分庁舎 (電話)
	EM-CE3.5-3C	(ハロン警報)	分庁舎 (一般用3#)
	EM-CE38-3C		分庁舎 (一般用3#)
	EM-IE3.5"		分庁舎 (接地線)
⑫	Ⓜ 支障移設		
	光トランプ(SM-4C)	(ハロン警報)	分庁舎 (2x2'-3用)
	FCPEV0.65-50P	MDF	西分庁舎 (電話)
	NSD1-LAP0.5-HP (CA2x)		分庁舎 (大規模400V)
	BD-HFAE ×2		分庁舎 (VSAI)
	NSD1-LAP0.5-HP (CA2x)		西分庁舎 (地震計)
	CE3.5-3C	(ハロン警報)	分庁舎 (一般用3#)
	CE38-3C		分庁舎 (一般用3#)
	IE3.5"		分庁舎 (接地線)
⑬	Ⓜ 支障移設		
	—C—	(HP250#)	
	—C—	(HP75#)	
⑭	Ⓜ 支障移設		
	CV5.5-3C (36)	外灯	
⑮	Ⓜ 支障移設		
	CV2.0-3C (28)	外灯	
⑯	Ⓜ 支障移設 (別途NTT工事)		
	NTT光ケーブル	(ハロン警報)	分庁舎引込
⑰	Ⓜ 支障移設		
	NTTメタル配線50P (JP70)	電話引込	
⑱	Ⓜ 支障移設		
	NTTメタル配線50P (JP70) ×2	電話引込	
⑲	Ⓜ 支障移設		
	—C—	(28)	

* 図中赤色記入部分は、新庁舎建設による支障仮設及び新設を示す。



X-2 建替え計画

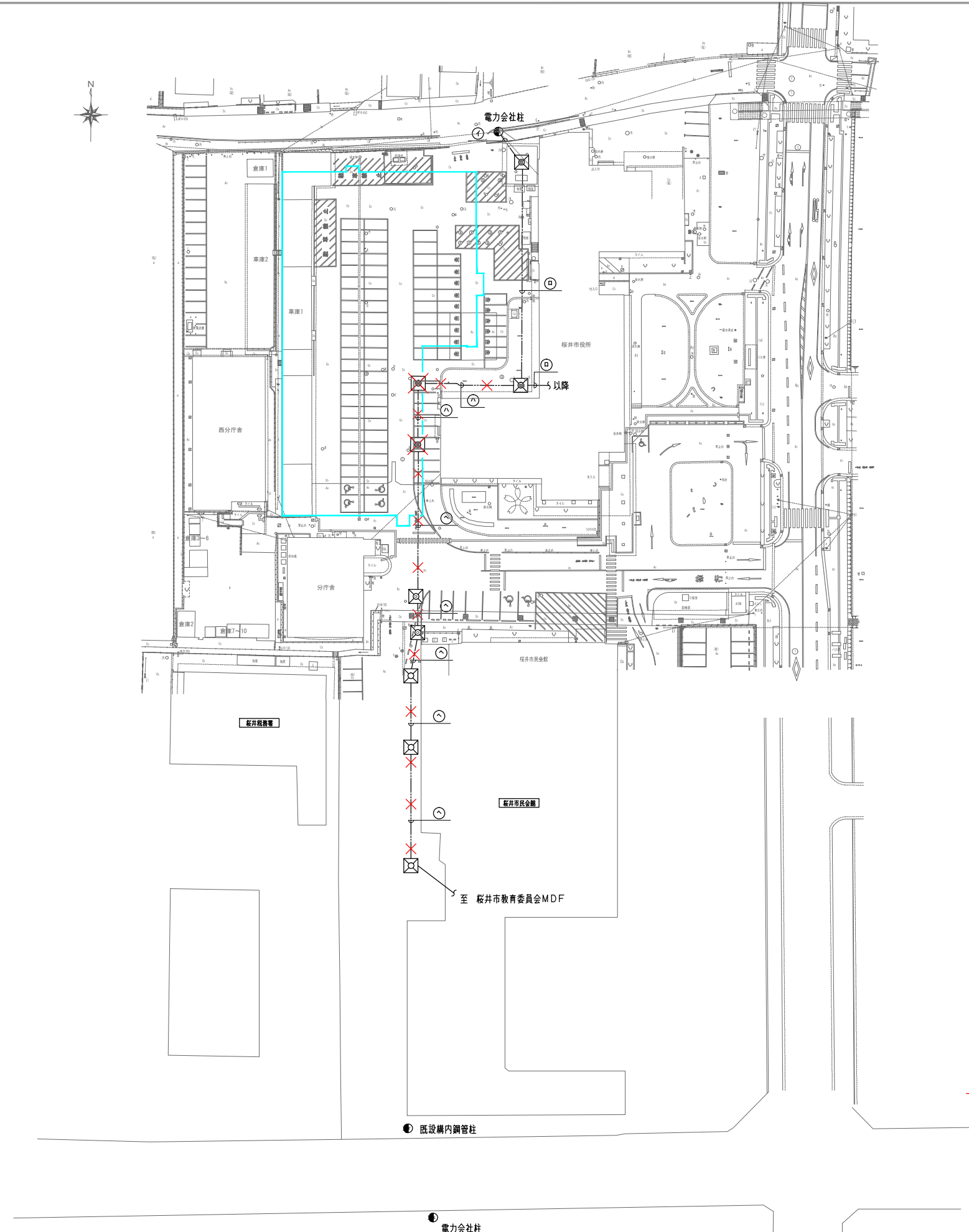
Ⓐ	6kV CVT38-3C	架空	高圧引込
Ⓑ 撤去	CV150-3C (82)		発電機幹線
	CV5.5-2C (28)		発電機操作
Ⓒ 撤去	CVV3.5-5C (36)		発電機警報
	CV38-3C (82)		車庫 (一般用1φ)
	CV14-3C (36)		車庫 (非常用1φ)
Ⓓ 撤去	CVV3.5-5C (HP75φ)		発電機警報
	CV38-3C (HP150φ)		車庫 (一般用1φ)
	CV14-3C (HP250φ)		車庫 (非常用1φ)
Ⓔ 撤去	CVV3.5-5C (HP250φ)		発電機警報
	CV38-3C (HP300φ)		車庫 (一般用1φ)
	CV14-3C (HP250φ)		車庫 (非常用1φ)
Ⓕ 撤去	CVV3.5-5C (HP250φ)		発電機警報
	CV38-3C (HP300φ)		車庫 (一般用1φ)
	CV14-3C (HP250φ)		車庫 (非常用1φ)
	光ファイバ(GI-2C)		情報 (地震計)
Ⓖ 撤去	CV5.5-3C (36)		コックピット用 (一般用3φ)
Ⓗ 撤去	CV2.0-3C (36) ×2		汚水ポンプ用 (一般用3φ)
	CVV1.6-5C (36)		汚水ポンプ用電線
Ⓙ 撤去	CV5.5-3C (36)		給油ポンプ用 (一般用3φ)
Ⓛ 撤去	CV2.0-3C (HP150φ)		汚水ポンプ用 (一般用3φ)
	CV5.5-3C (HP150φ)		給油ポンプ用 (一般用3φ)
	CVV1.6-5C (HP75φ)		汚水ポンプ用電線
Ⓜ	CVV1.6-3C (28)		排砂機用電線
	CVV1.6-5C (36)		排砂機用電線
Ⓝ	CV38-3C (82)		車庫 (一般用1φ)
	CV14-3C (54)		車庫 (非常用1φ)
	CV5.5-3C (54)		給油ポンプ用 (一般用3φ)
	CV2.0-3C (104)		外灯
	CVV3.5-5C (54)		発電機警報
	CVV1.6-5C (36)		排砂機用電線
Ⓞ	CV2.0-3C ×2 (54)		汚水ポンプ用 (一般用3φ)
	CVV1.6-5C (36)		汚水ポンプ用電線
	CVV1.6-3C (28)		排砂機用電線
	CVV1.6-5C (36)		排砂機用電線
	CVV1.6-5C (54) ×2		汚水ポンプ用 (一般用3φ)
	CVV1.6-5C (36)		排砂機用電線
Ⓟ 撤去	CV100-3C (HIVE70)		分庁舎 (一般用1φ)
	CV150-3C (HIVE82)		分庁舎 (一般用3φ)
	CV100-3C (HIVE70)		分庁舎 (一般用3φ)
	CV150-3C (HIVE82)		分庁舎 (一般用1φ)
	CV150-3C (HIVE82)		分庁舎 (一般用3φ)
	FP3.5-3C (HIVE28)		分庁舎 (ハロン排気3φ)
	IV38" (HIVE22)		分庁舎 (排気線)
	HP1.2-10P (HIVE28)		分庁舎 (自火報、ハロン)
	CPEVO.65-5P (HIVE28)		分庁舎 (出退、放送・時計)
	CPEVO.65-3P (HIVE28)		分庁舎 (出退、放送・時計)
	CCPO.5-20P (HIVE28)		分庁舎 (電話)
	光ファイバ(SM-24C) (HIVE36) ×5		分庁舎 (コックピット用)
	光ファイバ(SM-24C) (HIVE28)		分庁舎 (コックピット用)
	CPEVO.9-5P (HIVE28)		西分庁舎 (地震計)
Ⓠ	HP1.2-3P (FEP30) ×3		西分庁舎 (電話)
	HP1.2-3P (FEP30)		西分庁舎 (放送・時計)
	CPEVO.9-5P (FEP30)		西分庁舎 (地震計)

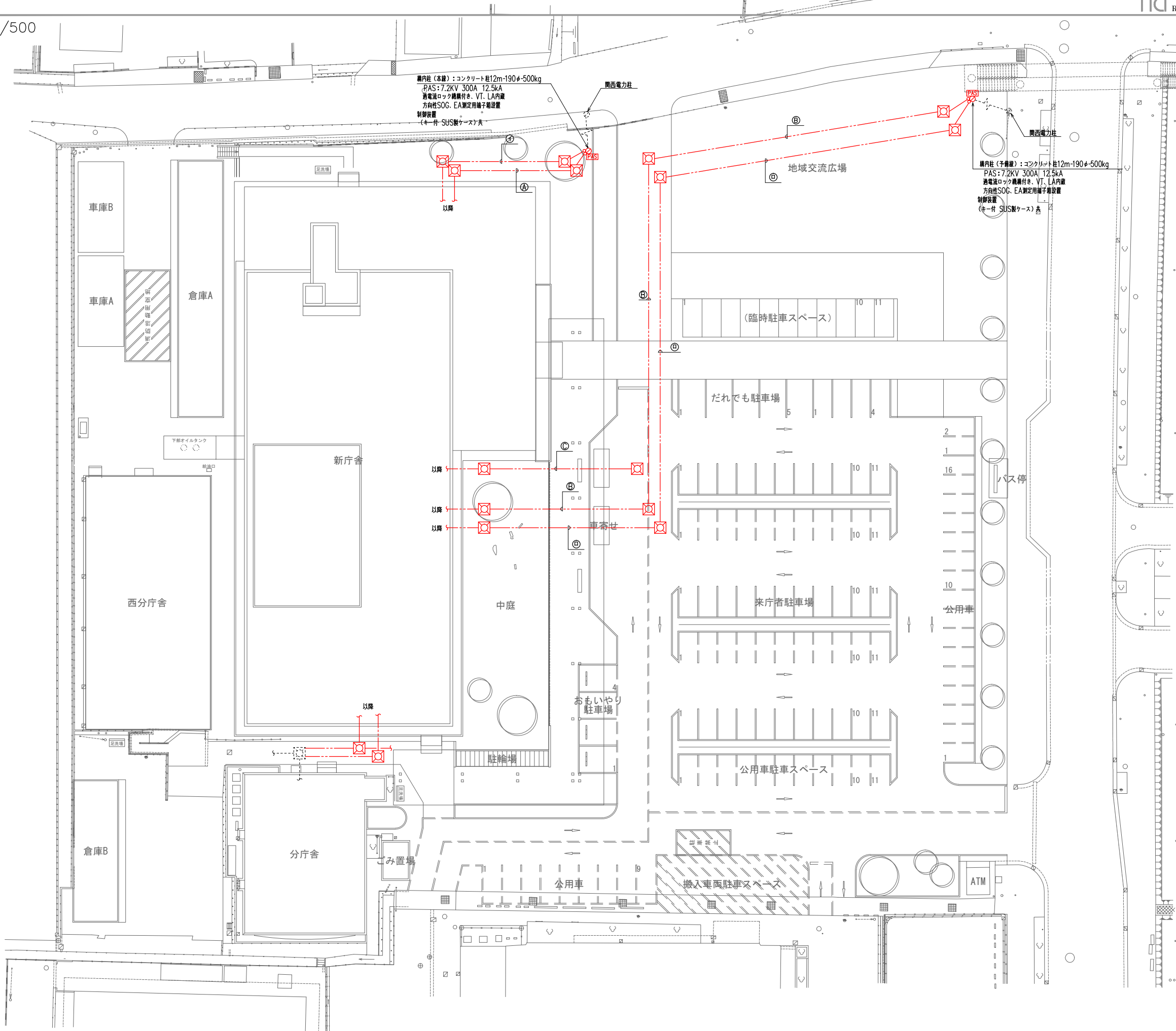


Ⓡ	CV100-3C (HIVE70)		分庁舎 (一般用1φ)
	CV150-3C (HIVE82)		分庁舎 (一般用3φ)
	CV100-3C (HIVE70)		分庁舎 (一般用3φ)
	CV150-3C (HIVE82)		分庁舎 (一般用1φ)
	FP3.5-3C (HIVE28)		分庁舎 (ハロン排気3φ)
	IV38" (HIVE22)		分庁舎 (排気線)
	HP1.2-10P (HIVE28)		分庁舎 (自火報、ハロン)
	CPEVO.65-5P (HIVE28)		分庁舎 (出退、放送・時計)
	CPEVO.65-3P (HIVE28)		分庁舎 (出退、放送・時計)
	CCPO.5-20P (HIVE28)		分庁舎 (電話)
	光ファイバ(SM-24C) (HIVE36) ×4		分庁舎 (コックピット用)
	光ファイバ(SM-24C) (HIVE28)		分庁舎 (コックピット用)
	HP1.2-3P (HIVE28)		西分庁舎 (放送・時計)
Ⓢ 撤去	光ファイバ(SM-4C) (HIVE70)		分庁舎 (電話)
	FCPEVO.65-50P (HIVE28)		MDF~西分庁舎 (電話)
	CE3.5-3C (HIVE28)		分庁舎 (出退、放送・時計)
	CE38-3C (HIVE28)		分庁舎 (出退、放送・時計)
	IE3.5" (HIVE28)		分庁舎 (出退、放送・時計)
Ⓣ	光ファイバ(SM-4C) (HIVE70)		分庁舎 (電話)
	FCPEVO.65-50P (HIVE28)		MDF~西分庁舎 (電話)
	NSD1-LAP15-IP (CAT5e)		分庁舎 (電話)
	BD-HFAE ×2		分庁舎 (電話)
	NSD1-LAP15-IP (CAT5e)		分庁舎 (電話)
	CE3.5-3C (HIVE28)		分庁舎 (電話)
	CE38-3C (HIVE28)		分庁舎 (電話)
	IE3.5" (HIVE28)		分庁舎 (電話)
Ⓤ	CVV1.6-5C (HP250φ)		
	CVV1.6-5C (HP75φ)		
ⓗ	CV5.5-3C (36)		外灯
Ⓨ	CV2.0-3C (28)		外灯
Ⓤ 支障移設撤去 (別途NTT工事)	NTT光ケーブル (HIVE70)		分庁舎引込
Ⓦ	NTTメタル配線50P (JP70)		電話引込
Ⓧ	NTTメタル配線50P (JP70)		電話引込
	NTTメタル配線50P (JP70)		電話引込
Ⓥ 支障移設撤去 (別途NTT工事)	NTTメタル配線50P (JP70)		電話引込 (教育委員会)
	NTTメタル配線50P (JP70)		電話引込 (教育委員会)
Ⓧ 撤去	CVV1.6-5C (JP82)		電話
	CVV1.6-5C (JP54) ×2		電話
	CPEVO.65-5P (JP36)		車庫電話
	CPEVO.65-5P (JP36)		車庫電話
Ⓨ	CPEVO.65-5P (36)		車庫電話
Ⓧ 支障移設撤去 (別途NTT工事)	NTTメタル配線50P (JP70)		電話引込 (教育委員会)
	NTTメタル配線50P (JP70)		電話引込 (教育委員会)
Ⓧ 撤去	光ファイバ(GI-2C) (HIVE28)		情報 (地震計)
Ⓩ	CVV1.6-5C (28)		

※図中 X印は、解体部分に伴う撤去及び、新庁舎建設による支障移設撤去を示す。

X-2 建替え計画





構内柱(本線):コンクリート柱12m-190φ-500kg
 PAS:7.2KV 300A 12.5kA
 過電流ロック機構付き、VT、LA内蔵
 方向性SOG、EA測定用端子箱設置
 制御装置
 (キ一付 SUS製ケース) 夫

構内柱(予備線):コンクリート柱12m-190φ-500kg
 PAS:7.2KV 300A 12.5kA
 過電流ロック機構付き、VT、LA内蔵
 方向性SOG、EA測定用端子箱設置
 制御装置
 (キ一付 SUS製ケース) 夫

Ⓐ	EM-CET100*	(FEP100)	高圧(本線)
	EM-CEE	(FEP30)	高圧(本線)
	—C—	(FEP100)	予備

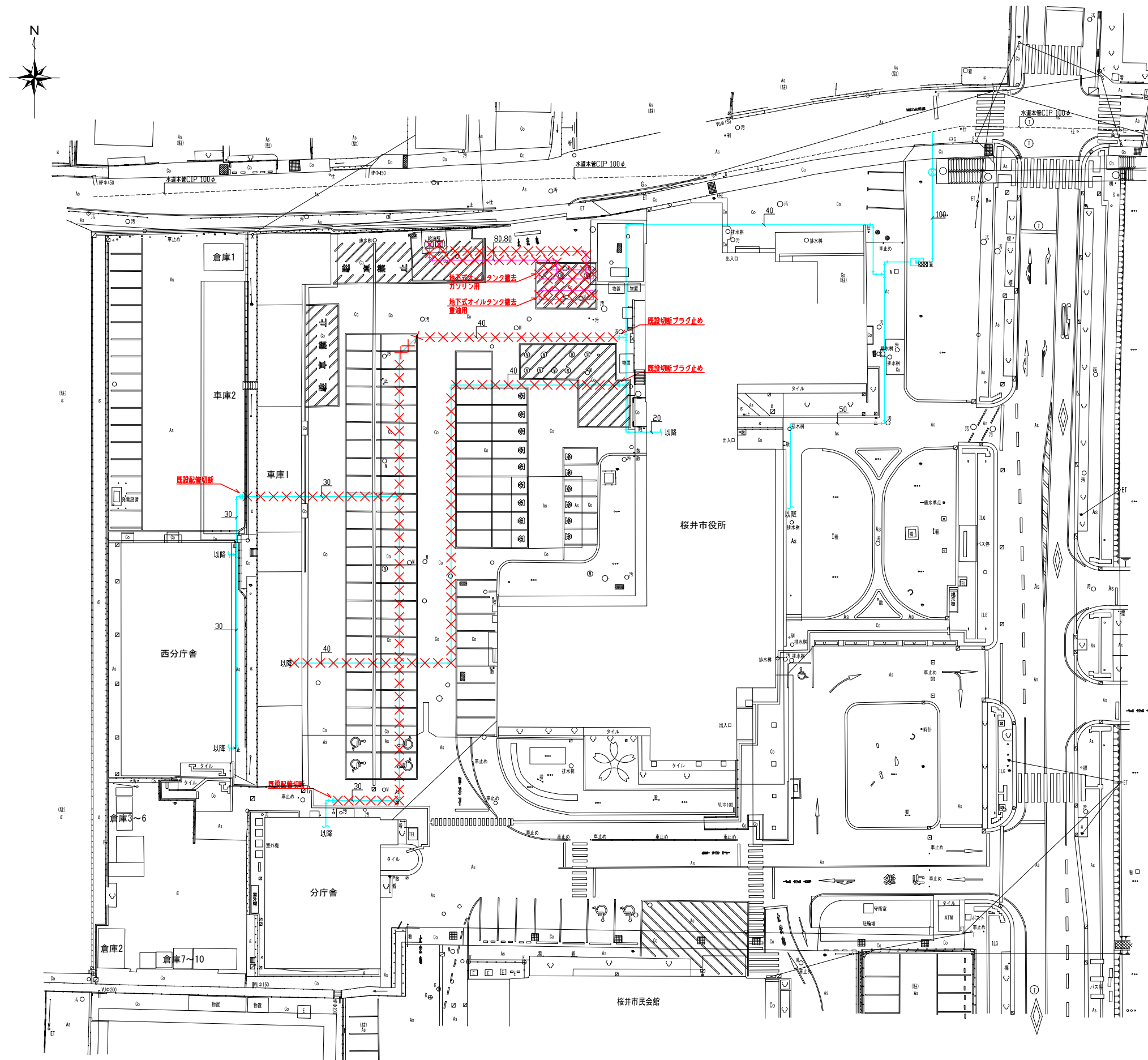
Ⓑ	EM-CET100*	(FEP100)	高圧(予備線)
	EM-CEE	(FEP30)	高圧(予備線)
	—C—	(FEP100)	予備

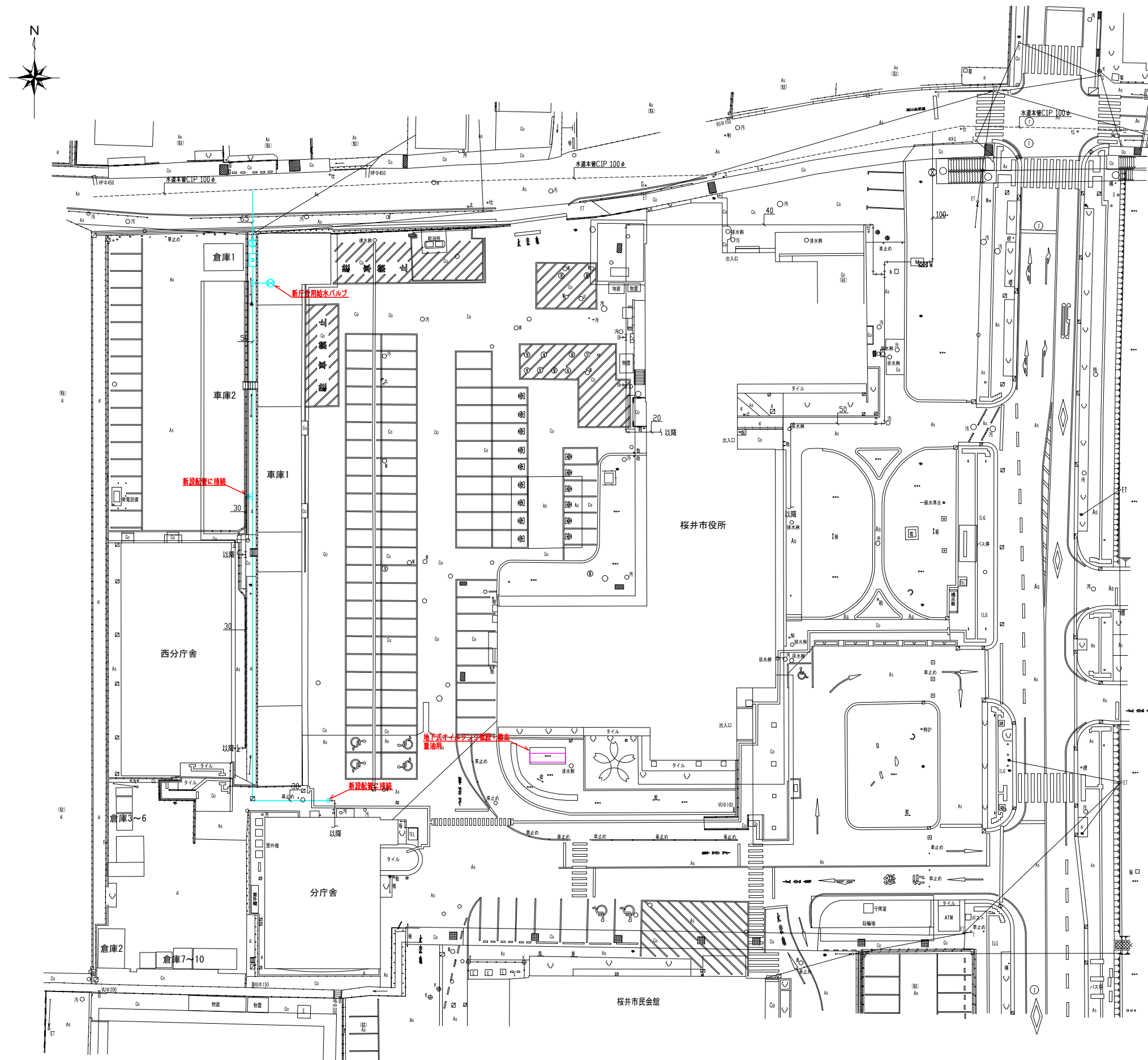
Ⓒ	—C—	(FEP50)	コンセント盤
	—C—	(FEP30) x 6	屋外灯専用
	—C—	(FEP30) x 2	予備

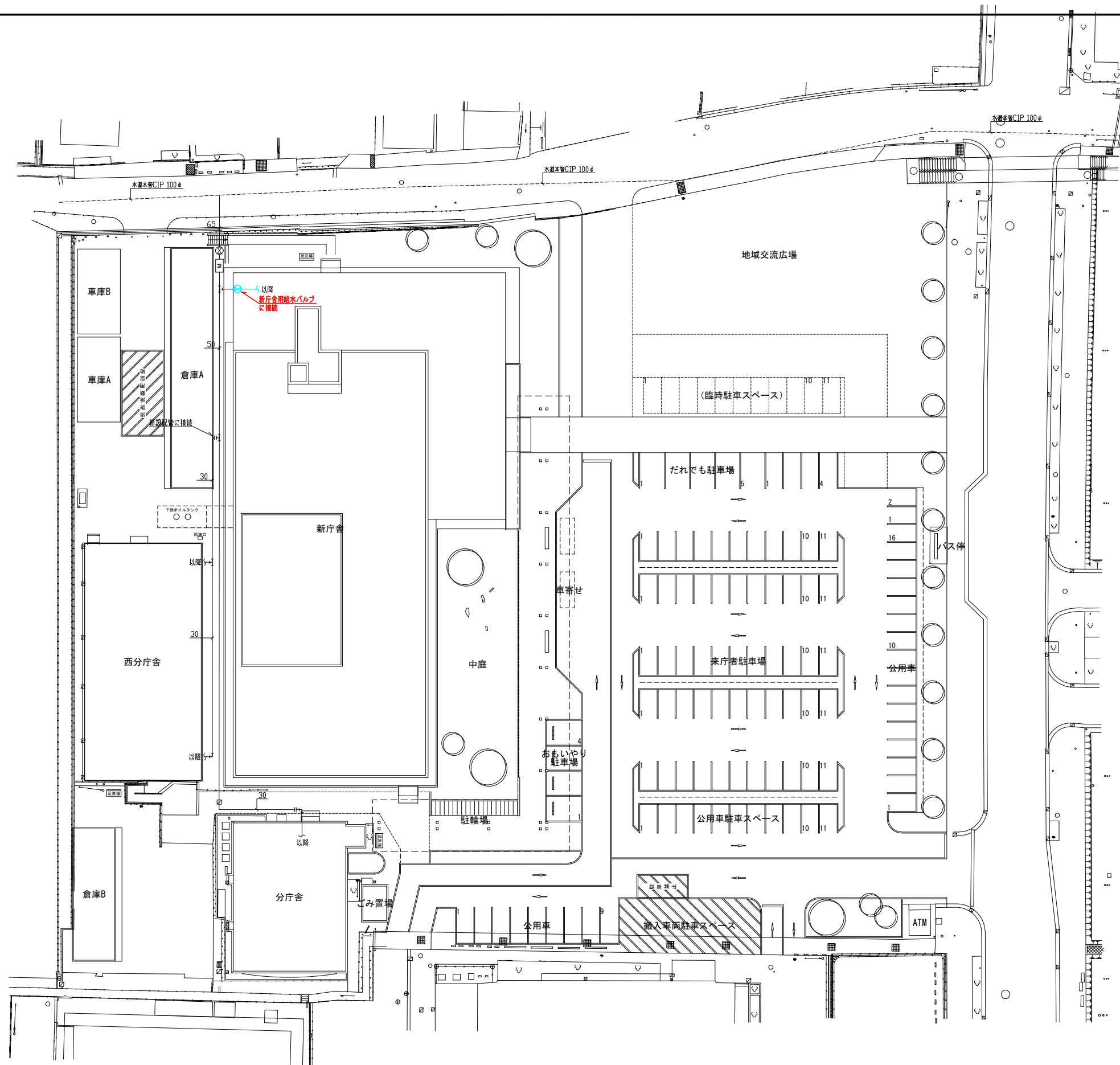
Ⓓ	—C—	(FEP30) x 3	電話用(本線)
	—C—	(FEP30) x 2	情報用(本線)
	—C—	(FEP30) x 2	予備

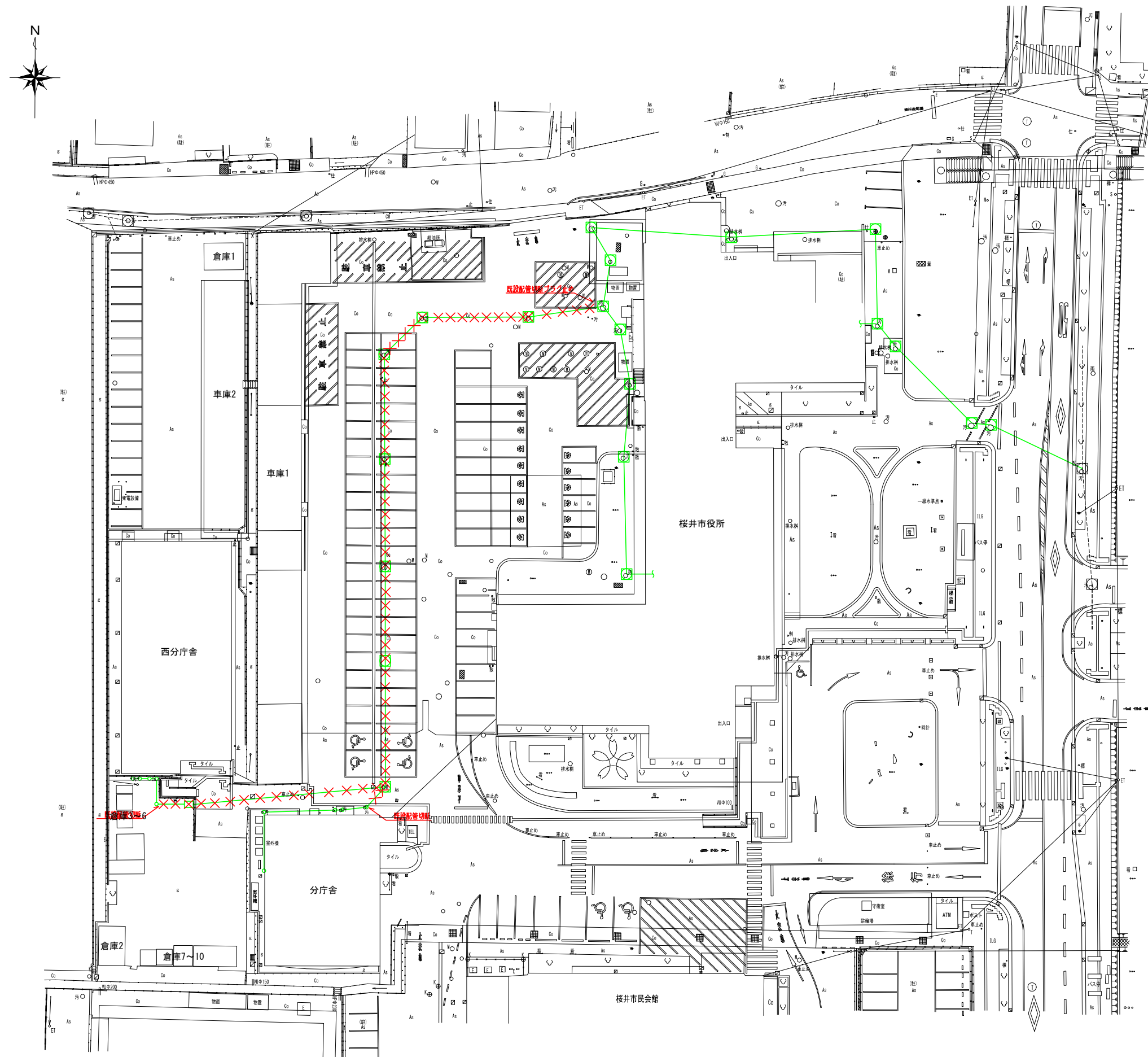
Ⓔ	—C—	(FEP30) x 3	電話用(予備線)
	—C—	(FEP30) x 2	情報用(予備線)
	—C—	(FEP30) x 2	予備

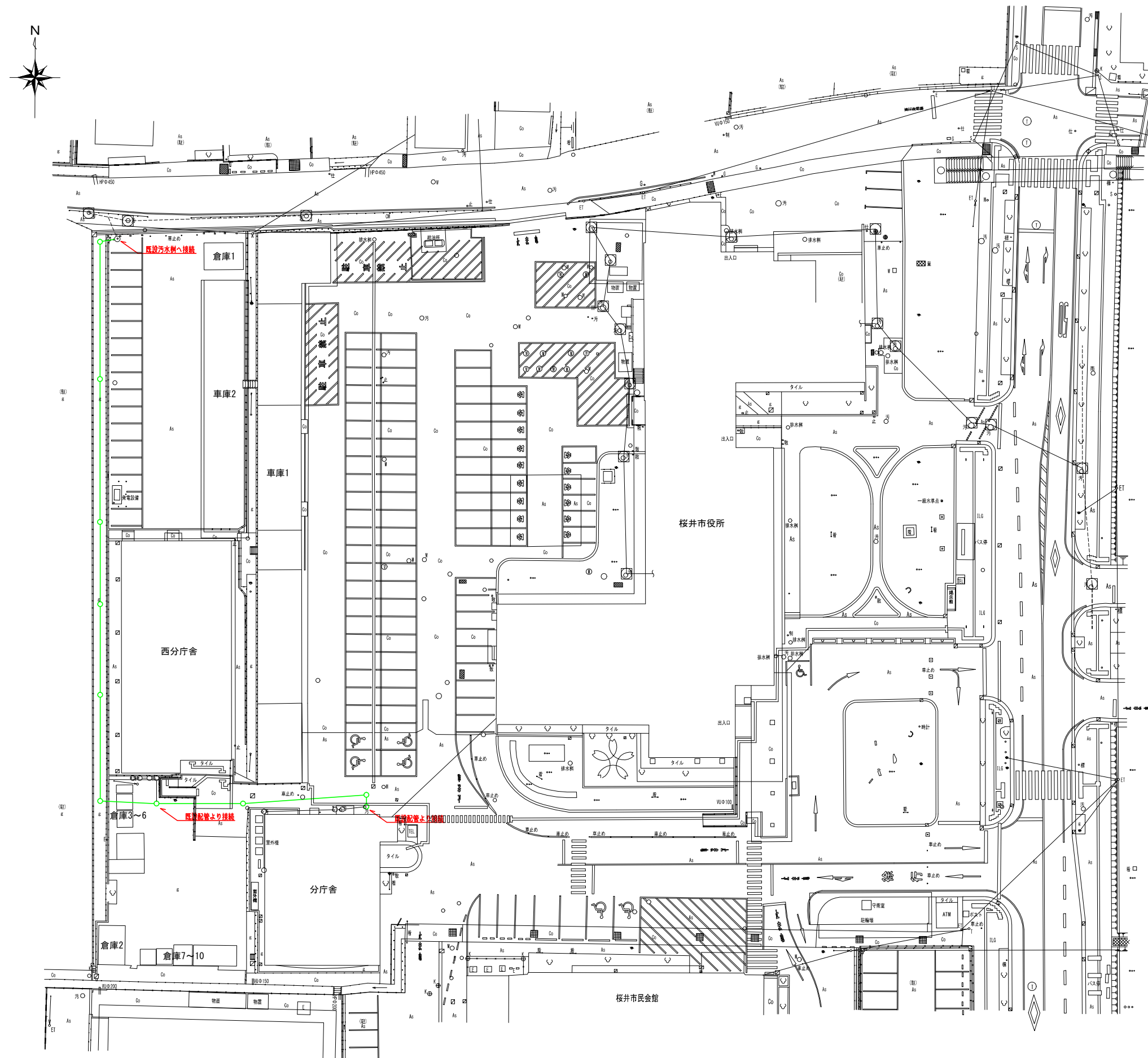
X-2 建替え計画

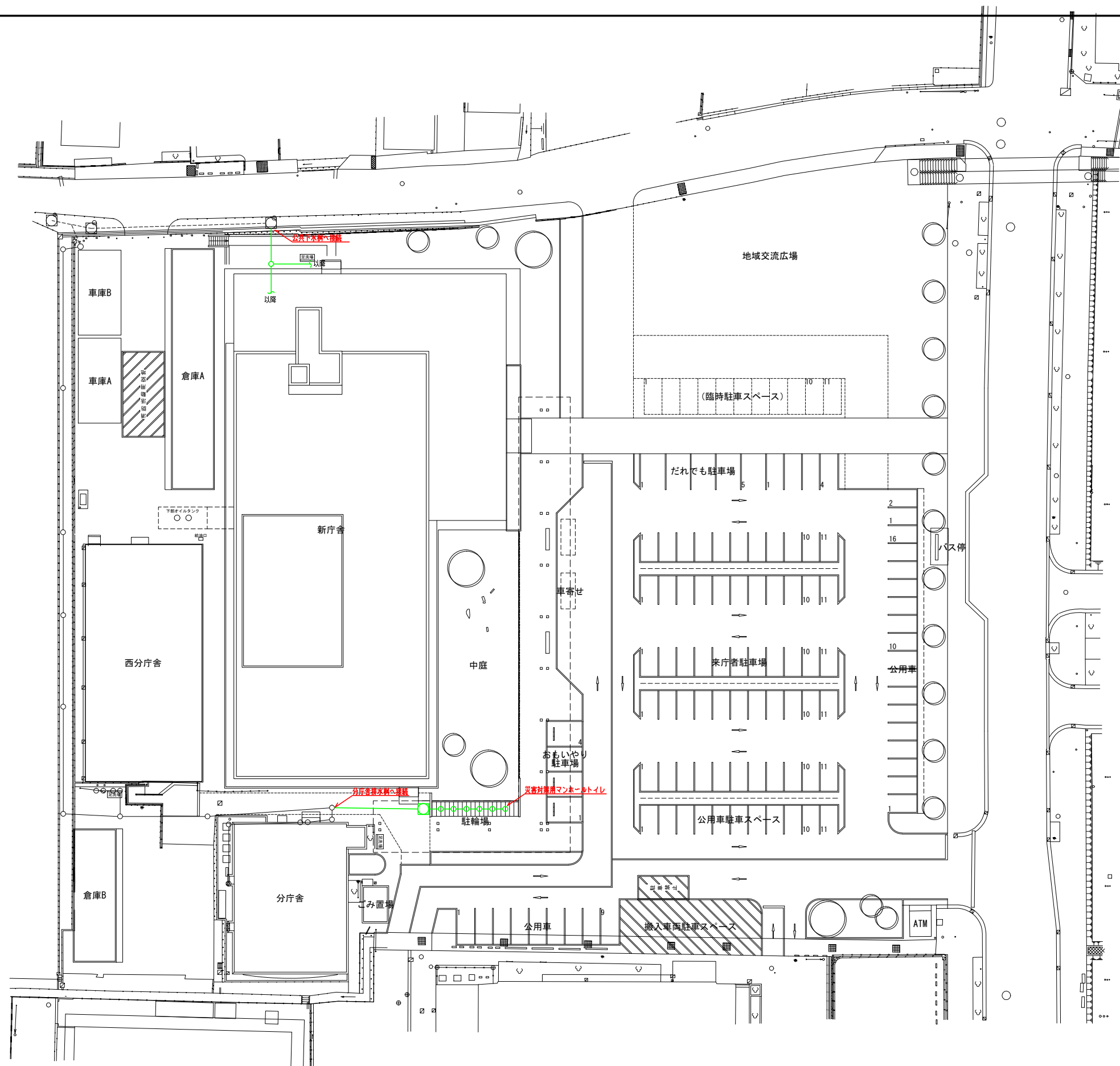












X-5 維持管理計画

(1) 維持管理方針

- ・建物が完成した後においても、将来にわたりその機能を発揮するために十分な維持管理を行っていく必要がある。
- ・建築基準法第8条及び第12条に基づき、必要となる各種点検について下記にまとめる。

(2) 免震構造の維持管理計画

(ア)免震構造の点検内容

- ・点検は、目的に合わせて以下の分類のもとに、必要な時期に実施する。
- a. 竣工時検査： 竣工後の点検(b～eの点検)に必要な項目の初期値を測定するのが目的で、建物の竣工時に実施する。
- b. 定期点検①： 日常的に建物の状況や免震部材を注意深く見回り、異常の早期発見と危険の防止をはかるもので、年1回実施する。ただし、定期点検②と重なる場合は、定期点検①を省略することができる。
点検実施は、建物管理者または免震建物点検技術者が行う。
目視を中心とした免震層の見回りを実施し、写真等に留める。
- c. 定期点検②： 定期点検①で確認できなかった機能的異常の発見と、耐久性に関する性能の確認を目的とするもので、建物竣工後、5年、10年、以後10年ごとに計測を含めた点検を実施する。
点検実施は、免震建物点検技術者が行う。
計測を含めた点検を実施し、写真及び記録に留める。
- d. 応急点検： 災害に迅速に対応する目的で、当該敷地において大きな地震(概ね震度5弱以上)や強風の発生、火災、浸水等の影響が免震層に及んだ場合は、災害を受けた直後に目視を中心とした点検を実施する。
応急点検時期は、下記の項目に該当した場合に行う。
 - ・通常点検で異常が確認されたとき
 - ・大地震後(当該地域で震度5弱以上の地震)
 - ・台風後(当該地域で瞬間最大風速50m/sec以上)
 - ・浸水後(長期間に渡る冠水5日以上)
 - ・火災後
 - ・その他必要と思われるとき
- e. 詳細点検： 定期点検あるいは応急点検で免震装置に異常が認められた場合に、原因の把握と対応を検討するために、計測を含めた詳細点検を実施する。
応急点検・詳細点検は、免震建物点検技術者が行い、その結果を建物管理者に報告する。

(イ)免震装置点検項目

- ・免震装置の点検項目は、原則として「日本免震構造協会編：免震建物の維持管理基準(最新版)」に示す項目の点検を行う。
- ただし、応急点検、詳細点検において、異常の発生原因によっては、一部を省略する。

(3) 消防設備の法定点検

- ・消防法第17条の3の3の規定により、消防用設備の定期点検を必要とする。
- ・総合点検及び機器点検は、消防設備士または消防設備点検資格者が行い、その結果を消防署長に報告する。
- ・消防用設備の定期点検項目を下記に示す。

表 消防設備の定期点検項目

消防用設備の種類	点検の内容及びその方法		備考
	総合点検(※1)	機器点検(※2)	
消火器 誘導灯		○	
屋内消火栓 自動火災報知設備 非常警報器具及び設備(非常放送) 非常電源(発電機)	○	○	

※1 総合点検 (1年に1回実施)

- ・消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該設備等を使用することによる、設備の総合的な機能の確認。

※2 機器点検 (6ヶ月に1回実施)

- ・消防用設備等に附置される非常用電源の正常な作動の確認を行う。
- ・消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項の確認を行う。
- ・消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項の確認を行う。

(4) その他の点検等について

- ・消火ポンプ
保守点検契約会社との契約により実施(半年に1度)
- ・給水ポンプ
保守点検契約会社との契約により実施(随時)
- ・排水ポンプ(受水槽室・ピット階湧水)
保守点検契約会社との契約により実施(随時)
- ・受水槽・雑用水槽
保守点検契約会社との契約により実施(年1回)
- ・排水槽
保守点検契約会社との契約により実施(半年に1度)
- ・パッケージ型空気調和機
保守点検メーカーとの契約により実施
- ・雨水利用システム
保守点検メーカーとの契約により実施
- ・エレベーター
保守点検メーカーとの契約により実施
- ・自動ドア設備
保守点検メーカーとの契約により実施
- ・受変電設備
電気主任技術者による点検(年に1度)
- ・直流電源装置
電気主任技術者による点検(半年に1度)

X-6 周辺環境への配慮

・本計画地周辺は住宅地であるため、新庁舎の工事中や解体工事中においては周辺の安全に十分配慮した工事計画とする。
また完成後の周辺環境に対する影響を十分に考慮した計画とする。

(1) 建設工事及び解体工事中の配慮

- ・建設業法を遵守することはもとより、環境に関する法規制(「資材有効利用促進法」「建設リサイクル法」「廃棄物処理法」)に遵守した計画とする。
 - ・建設副産物の発生抑制、再資源、リサイクル、適正処理を考慮した工事計画とする。
 - ・建設工事により排出されたごみの分別に配慮した計画とする。
 - ・工事関係車両が一度に集中しない計画とし、躯体工事期間中など集中する場合は交通誘導員の配置により配慮する。
 - ・工場にて製作された材料などを使用するなど、可能な限り現場での作業を軽減させ工期短縮に配慮した計画とする。
 - ・建設重機や車両、仮設発電機、仮設発電機のエンジン音など工事中に発生する騒音については、低騒音型のものを採用する計画とする。
 - ・杭打機や建設車両の走行など工事中に発生する振動については、低振動型の工法の採用や、建設重機の車両走行路に鋼板を敷設するなどの計画とする。
 - ・建設重機や車両などの排ガス等工事中に発生する悪臭については、排ガス対策型建設重機を採用する計画とする。
- また、アスファルト防水は改良型無煙釜の採用や無機質系の塗料の採用、無臭接着剤の採用を検討する。
- ・適切な交通誘導員の配置により安全対策を講じる。

(2) ビル風による影響

- ・計画地の周辺に高層建物がなく、また新築建物が低層であるため、周辺環境への影響は少ないものとする。

(3) 照明による影響

- ・屋外部分の照明計画について、夜間の通行の安全性や円滑性を確保し、光の死角をなくすなど防犯性に配慮した計画とするが、周辺の住宅地への光害が発生しないように、照明器具の配置や間接照明の採用、器具の照射角度、色温度などに配慮した計画とする。
- ・環境省の光害対策ガイドラインにおける「屋外照明等設備チェックリスト」を活用するなど適切な照明計画とする。

(4) 完成後の騒音、振動、悪臭などの発生に対する配慮

- ・排気や室外機等による騒音を考慮した機器選定を行う。またその設置場所については十分に検討を行う。
- また消音タイプの機器の選定等の検討を行う。
- ・ごみ置場への悪臭対策として換気を十分に行える計画とする。
 - ・屋上に設置する設備機械について防振対策を施すと同時に消音対策を行う。